

# 災害応急対策



# 第 1 章

## 活動体制の確立



## 第1節 組織動員体制

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 事前警戒体制	全部局
第2 災害警戒本部体制	全部局
第3 災害対策本部体制	全部局
第4 職員動員計画	全部局

## 第1 事前警戒体制

実施担当	全部局
------	-----

危機管理監は、市域に災害の発生又は発生のおそれがあるとき、事前警戒体制をとり、直ちに情報の収集・分析等の活動を行うとともに、必要に応じて災害応急活動を実施する。

### 1 設置基準

- (1) 市域に気象警報（津波を除く全ての警報）が発表されたとき
- (2) 市域で震度3又は府域で震度4以上を観測したとき
- (3) 災害の発生が予想される情報を受信し、危機管理監が必要と認めたとき

### 2 廃止基準

- (1) 災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害対策に係る情報収集・関係機関への連絡等の必要がなくなったと認められたとき
- (3) 災害警戒本部体制を開始したとき
- (4) その他、危機管理監が認めたとき

### 3 事前警戒体制の構成

危機管理監、危機管理課職員及びその他防災関係職員

## 4 所掌事務

- (1) 情報の収集及び分析に関すること
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること
- (3) 職員の配備体制に関すること
- (4) 臨時部長会議、防災関係部長会議の開催及び災害警戒本部体制の必要性の検討に関すること
- (5) 災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときは、当該本部事務局の運営に関すること

## 第2 災害警戒本部体制

実施担当	全部局
------	-----

本部長（副市長）は、次の設置基準に該当する場合には、災害応急対策活動を実施するため、泉大津市災害警戒本部を設置する。

### 1 設置基準

- (1) 災害発生のおそれはあるが時間、規模などの推測が困難なとき
- (2) 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき
- (3) 市域で震度4を観測したとき（自動設置）
- (4) 避難勧告等を発令するとき
- (5) 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発表されたとき
- (6) その他、市長が必要と認めたとき

### 2 廃止基準

- (1) 災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- (3) 災害対策本部が設置されたとき
- (4) その他、市長が認めたとき

### 3 災害警戒本部の構成

災害警戒本部長	副市長
災害警戒本部員	教育長、参与、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、都市政策部長、市議会事務局長、市立病院事務局長、教育部長、消防長、危機管理監、技監、その他市長の指名する職員

### 4 災害警戒本部会議

本部長（副市長）は、所掌事務についての方針を策定し、その実施を推進するため、必要に応じて、本部員等を招集し、災害警戒本部会議を開催する。ただし、本部長は、必要と認める防災関係職員を出席させることができる。

### 5 所掌事務

- (1) 緊急に実施を必要とする災害応急対策に関すること
- (2) 情報の収集分析、伝達に関すること
- (3) 職員の配備体制に関すること
- (4) 災害対策本部の設置に関すること
- (5) 防災関係機関との連携、連絡に関すること
- (6) 災害警戒本部の廃止に関すること
- (7) 災害警戒情報等の広報に関すること
- (8) その他

### 6 災害警戒本部事務局

災害警戒本部の所掌事務を処理するため災害警戒本部事務局を設置する。

- (1) 事務局長は危機管理課長とする。
- (2) 事務局員は、危機管理課職員及び本部長の指名する職員とする。
- (3) 事務局を危機管理課に置き、局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

## 7 本部長の代理

副市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、総合政策部長、総務部長の順とする。

## 8 機構及び事務分掌

災害警戒本部体制による災害応急対策等については、泉大津市災害対策本部事務分掌に準じて行うものとする。

※資料4「泉大津市災害対策本部事務分掌」

# 第3 災害対策本部体制

実施担当	全部局
------	-----

市長は、泉大津市災害対策本部条例に基づき、次の設置基準に該当する場合に泉大津市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、災害の地域的特性に応じ災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するために、必要に応じて副本部長及び本部員を災害現地に派遣し、現地災害対策本部を設置することができる。

※資料3「泉大津市災害対策本部条例」

## 1 設置基準

- (1) 中規模な災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき
- (2) 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき
- (3) 市域で震度5弱以上を観測したとき（自動設置）
- (4) 津波予報区「大阪府」に津波警報が発表されたとき
- (5) 市域において、特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき
- (6) その他、市長が必要と認めたとき

## 2 廃止基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき



- (3) その他、本部長が認めたとき

### 3 災害対策本部の構成

災害対策本部長	市長
災害対策副本部長	副市長
災害対策本部員	教育長、参与、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、都市政策部長、市議会事務局長、市立病院長、市立病院事務局長、教育部長、消防長、危機管理監、技監、市長の指名する職員

### 4 所掌事務

泉大津市災害対策本部における本部及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

(本部)

- (1) 情報の収集・伝達に関すること
- (2) 災害応急対策に関すること
- (3) 災害の応急復旧に関すること
- (4) 配備体制に関すること
- (5) 自衛隊派遣要請に関すること
- (6) 災害救助法の適用要請に関すること
- (7) その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

(各部)

各部の所掌事務は、本部事務分掌による。

※資料4「泉大津市災害対策本部事務分掌」

### 5 災害対策本部会議の開催及び決定事項の通知

本部長(市長)は、情報の分析、実施すべき災害応急対策の検討及び職員の配備指令等を行うため、必要に応じて、副本部長及び本部員を招集し、市災害対策本部会議を開催する。ただし、本部長は、必要と認める防災関係職員を出席させることができる。

また、市災害対策本部会議で決定した事項のうち防災関係機関及び職員に通知又は周知する必要があると認めるものについては、速やかに連絡し周知徹底を図るものとする。

## 6 災害対策本部事務局

災害対策本部会議で決定した災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策本部事務局を設置する。

- (1) 事務局長は、危機管理監とする。
- (2) 事務局員は、危機管理課職員及び本部長の指名する職員とする。
- (3) 事務局を危機管理課に置き、局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

## 7 本部長の代理

市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副市長、総合政策部長、総務部長の順とする。

## 8 本部設置又は廃止の通知

市長は、本部を設置し、又は廃止したときは速やかに知事、その他関係機関に通知するものとする。

# 第4 職員動員計画

実施担当	全部局
------	-----

災害により被害が発生し、又は災害の規模により、被害が発生するおそれがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員計画を定める。

所属長は、あらかじめ災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告しなければならない。

また、所属職員に、動員計画を周知し、速やかに応急対策活動がとれるようにしておかなければならない。

職員は本計画で定める任務分担に応じて、自らの役割を理解し、速やかに応急対策活動を実施できるようにするものとする。

※資料5「配備体制別職員動員計画」

## 1 配備の基準

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

(1) 事前警戒体制

配備名	配備時期	配備体制	人員
事前警戒	1. 市域で気象警報（津波を除く全ての警報）が発表されたとき 2. 市域で震度3又は府域で震度4以上を観測したとき 3. 災害の発生が予想される情報を受信し、危機管理監が必要と認めたとき	1. 通信情報活動を実施する体制 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	防災関係職員の約1/2又は全員

(2) 災害警戒本部体制

配備名	配備時期	配備体制	人員
警戒配備第1号	1. 災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき	1. 災害の発生を防ぎよするため通信情報活動を実施し、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を行う。 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	職員の約1/8
警戒配備第2号	1. 小規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき 2. 市域で震度4を観測したとき 3. 避難勧告等を発令するとき 4. 「津波予報区：大阪府」に津波注意報が発表されたとき 5. その他、市長が必要と認めたとき	1. 突発的災害に対し小規模な応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が実施できる体制とする。 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	職員の約1/4

※遠地地震における「津波注意報」発表時の配備体制

日本から遠く離れた場所で発生する地震『遠地地震』による津波のように、津波到達まで相当の時間を要するものについては、気象庁は津波警報等を発表する前に、津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」として発表する。

遠地地震発生による「津波注意報」が発表された場合の配備体制については、津波到達までに時間的猶予があること、及びその際の応急対応としては、防潮堤外の海岸滞在者への注意喚起等になることが考えられるため、気象庁からの「遠地地震に関する情報」に留意し、臨時部長会議（防災関係部長会議）において、配備体制等を検討する。

ただし、遠地地震による大津波警報、津波警報の発令の場合はこの限りではない。

(3) 災害対策本部体制

配備名	配備時期	配備体制	人員
非常配備 A号	1. 中規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき	1. 数地域について救助・救援活動を行い又、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。 2. 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。	職員の約 1/2
非常配備 B号	1. 大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき 2. 市域で震度5弱以上を観測したとき 3. 「津波予報区：大阪府」に津波警報が発表されたとき 4. 市域において、特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき 5. その他、市長が必要と認めたとき	1. 市の全力を挙げて災害応急対策等を実施する体制とする。	全職員

## 2 動員の基準

### (1) 勤務時間外における自主参集

ア 自ら察知及び、報道等で知り得た震度情報等により自主参集する。自主参集の基準は、次によるものとする。

<自主参集基準>

事 象	配 備 体 制
1. 市域で震度3又は府域で震度4以上	事前警戒体制
1. 市域で震度4 2. 府域に津波注意報	警戒配備第2号
1. 市域で震度5弱以上 2. 府域に津波警報 3. 市域に特別警報（大津波警報を含む。）	非常配備B号（全職員）

イ 交通途絶時の参集

交通途絶時であっても自転車、徒歩等により身の安全を確保しながら可能な限り参集する。

ウ 参集の免除者

参集時において、健康上の理由等により参集が不能又は困難であると認められる者については参集を免除する。

### (2) 動員の指令・伝達

動員の指令は、自主参集の場合を除き、本部長（市長）が各部長に指令を行う。ただし、特定の部及び班に対して異なる指令を行うことができるものとする。

ア 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各部署長から所属長、所属長から所属職員へ伝達するとともに、必要に応じ、庁内放送、電話及び防災無線により速やかにその旨を周知する。

イ 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において動員指令が発せられたときは、各部署及び課において定める伝達方法による。

### 3 動員報告

各所属長は、職員の参集状況を記録し、その累計を各部局長を通じて本部班である人事課に報告する。人事課長は、職員の参集状況をとりまとめ、総合政策部長を通じて、本部長に報告する。

### 4 防災委員による活動体制

あらかじめ職員の中から選任された防災委員は、泉大津市地震災害初動体制規程等に従い、指定された地域における防災活動にあたるものとする。

#### (1) 参集

防災委員は、市域で震度5弱以上を観測したとき又は市域において、特別警報が発表されたとき（ただし、大津波警報の場合、津波浸水想定区域内の避難所を除く。）には、あらかじめ指定された防災拠点に自主参集する。

#### (2) 事務分担

防災委員は、防災拠点において、避難所派遣職員が参集するまでの間、主に災害対策本部との情報連絡及び避難者を対象とした、おおむね次の災害応急対策活動にあたる。

- ア 避難所（防災拠点）の開設に関すること
- イ 備蓄防災資機材の活用に関すること
- ウ 被害情報の収集伝達及び広報活動に関すること
- エ 避難住民の誘導に関すること
- オ 避難者名簿の作成等避難所の運営・管理に関すること

#### (3) 防災拠点における指示系統

防災委員の中から支部長及び副支部長を選任する。

また、防災委員は、参集した職員に指示を与えることができる。

##### ア 支部長

防災拠点における災害応急対策活動を総括する。

##### イ 副支部長

支部長を代理または補佐する。

##### ウ 支部員

地域における情報の収集伝達及び本部との情報連絡に関すること

地域の自治会及び自主防災組織等との連携に関すること

## 第2節 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり、住民の人命又は財産を保護するため、自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 派遣要請	* 総合政策部
第2 自衛隊の自発的出動 基準	* 総合政策部
第3 派遣部隊の受入れ	* 総合政策部
第4 派遣部隊の活動	* 総合政策部
第5 撤収要請	* 総合政策部

### 第1 派遣要請

実施担当	* 総合政策部
------	---------

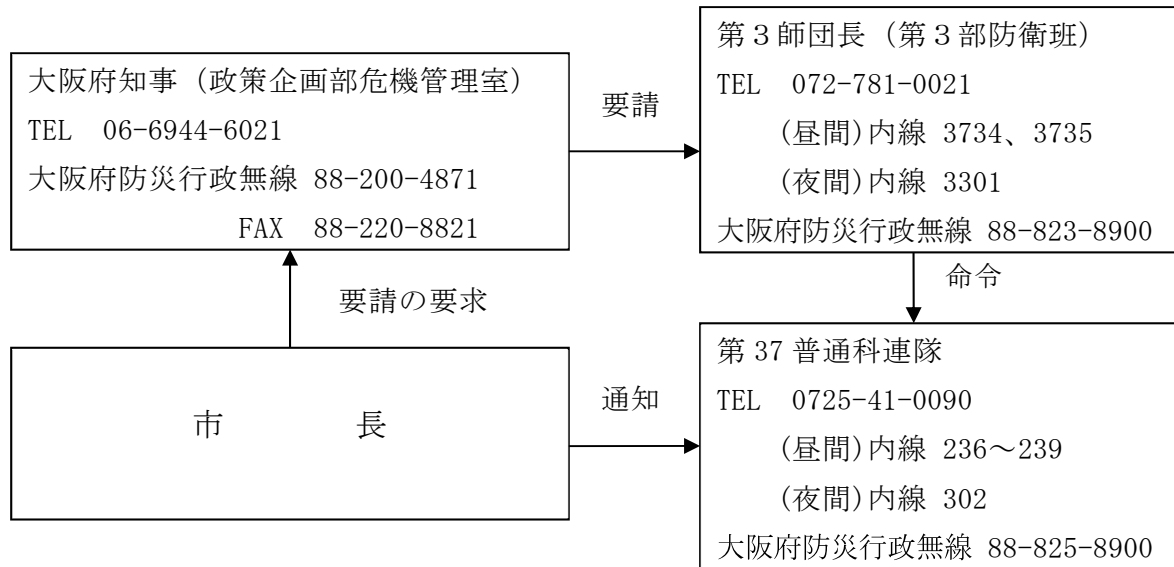
(1) 市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、電話又は口頭により要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

※資料 46 「自衛隊派遣要請書式等」

派遣要請系統図



## 第2 自衛隊の自発的出動基準

実施担当	* 総合政策部
------	---------

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自らの判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

また、自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後で混乱していることを前提に、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、防災関係機関の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

## 第3 派遣部隊の受入れ

実施担当	* 総合政策部
------	---------

### 1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び市をはじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。



## 2 受入体制

### (1) 連絡所の設置

市は、自衛隊から連絡調整のために派遣される連絡員のための連絡所を設置する。

### (2) 現地連絡担当者の指名

市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

### (3) 資機材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

### (4) その他

市は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

## 第4 派遣部隊の活動

実施担当	* 総合政策部
------	---------

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

### 1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

### 2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

### 3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

## 4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

## 5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

## 6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

## 7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

## 8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。  
この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

## 9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

## 10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

## 11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

## 12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

### 第5 撤収要請

実施担当	* 総合政策部
------	---------

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、大阪府知事に対して、自衛隊の撤収を要求する。

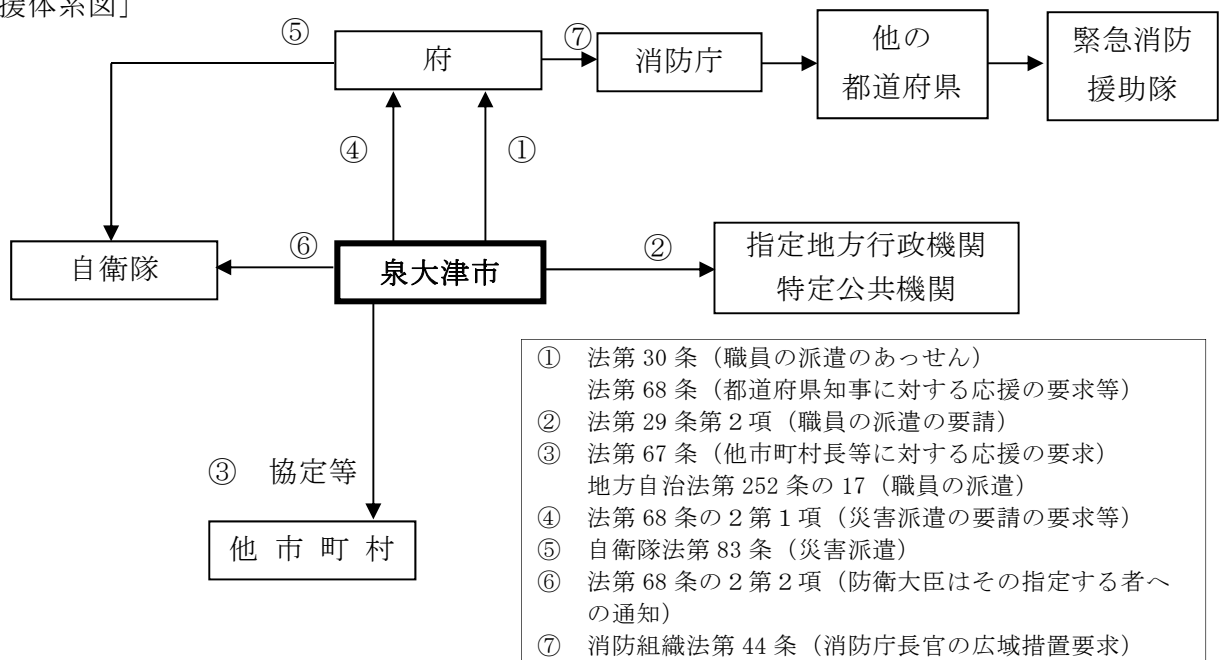
## 第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生し、市民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、大阪府、災害相互応援協定市町、他市町村、関西広域連合その他防災関係機関等に対して応援を要請するとともに、受入体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全の措置をとるものとする。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

なお、府が被災市町村に職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

[応援体系図]



### ◆対策の実施主体

項目	実施担当 (* 主担当)
第1 大阪府知事等に対する要請等	* 総合政策部
第2 広域応援等の受入れ	* 総合政策部、* 総務部
第3 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の設置及び派遣	* 総合政策部、府、防災関係機関
第4 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援	* 総合政策部

## 第1 大阪府知事等に対する要請等

実施担当	* 総合政策部
------	---------

### 1 応援の要求等

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

- (1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請
- (2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求
- (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求
- (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請

### 2 知事の指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、又は他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

### 3 知事による応急措置の代行

知事は、災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため、警戒区域の設定や、災害応急対策従事者以外の当該区域への立ち入りの制限・禁止・退去、応急措置を実施する上で支障となる被災工作物の除去等の権限により、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

## 4 大阪府知事に対する要請事項

市長は、府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要請するときは、次の項目を明確にして府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援（又は応急措置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (6) その他必要な事項

連絡先	府防災行政無線	電話
大阪府危機管理室	(88)200-4871	06-6944-6021
	FAX (88)220-8821	FAX 06-6944-6654

(88) は、市役所本庁舎内の電話（FAX）から通信する場合の特番

## 5 (大阪府知事に対する) 緊急消防援助隊の要請

市長は、府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

知事は、市町村長からの要請を受けたときには、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動できるよう、府内における緊急消防援助隊の部隊移動を指示する。また、消防応援活動調整本部<sup>※1</sup>を設置し、府内の部隊移動の総合調整や被災地の情報収集、関係機関の活動の連絡調整を行う。

※1 消防応援活動調整本部（本部長：知事）

災害が発生した市町村の消防の応援等のため、府及び市町村が実施する措置の総合調整及び関係機関との連絡を行うための組織のこと。

## 6 協定等に基づく要請

災害発生時における相互応援協定等により応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。

※資料 39 「災害時応援協定等一覧表（行政機関）」

## 7 他の市町村等に対する要請

市長は、他の市町村長に対して応援を求めるときは、次の事項を明確にして電話等によ

り行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を希望する期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を希望する場所
- (5) 応援を希望する活動内容
- (6) その他必要な事項

## 8 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請

市長は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、府知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣にかかる、あっ旋を要請するときは、府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

## 9 民間企業等に対する要請

災害発生時における避難場所の提供、救援物資の提供・供給及び応援等に関する協定等により、民間企業等に応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。

### (1) 避難場所の提供

大阪府立泉大津高等学校、大阪府立信太高等学校、夢らんど二田、豊中福社会、南海福祉事業会、因明会、女子慈教寮、百楽福社会、サポートハウス、覚寿園、泉大津みなと会、大阪府障害者福祉事業団、穴師福社会、まほろば

### (2) 物資の提供・供給

コカ・コーラウエスト(株)、イズミヤ(株)、(一社)大阪府LPガス協会和泉泉大津支部、大阪いずみ市民生活協同組合、堺ヤクルト販売(株)

### (3) 応援要請

泉大津市内郵便局、NPO法人泉大津自主防災会、阪九フェリー(株)、大阪府タグ事業協同組合、セコム(株)、(株)シャルコーポレーションシティホール泉大津、(株)セルビス、(株)本家さぬきや、泉大津環境衛生事業協同組合、(株)ジェイコムウエスト、西日本電信電話(株)、関電サービス(株)、(株)ゼンリン、(一社)全国防災共助協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合、八興運輸(株)、大阪府泉州農と緑の総合事務所、光明池土地改良区、ヤフー(株)、大阪府電気工事工業組合、(株)エフエム泉大津、南海グリーンサポート(株)、大阪ガス(株)、(株)岸和田グランドホール、泉大津薬剤師会、泉大津市歯科医師会

※資料 39「災害時応援協定等一覧表(民間企業等、その他)」

## 第2 広域応援等の受入れ

実施担当	* 総合政策部、* 総務部
------	---------------

### 1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊(団体・個人)の内容、到着予定時刻、場所、活動日程等を確認し、市災害対策本部は救護班と協議・調整のうえ、地域防災拠点など応援活動が効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ案内者を確保する。

### 2 連絡所等の設置

応援部隊(団体・個人)との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

### 3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

### 4 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポートを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期する。

※資料 30「災害時用臨時ヘリポート」



### 第3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

実施担当	* 総合政策部、府、防災関係機関
------	------------------

市は、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

### 第4 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

実施担当	* 総合政策部
------	---------

総務省は、市及び府等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

## 第4節 災害緊急事態

実施担当	全部局
------	-----

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域が関係地域の全部又は一部となった場合、市は、政府が定める対処基本方針に基づき、府、防災関係機関と連携して応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

## 第2章

# 情報収集伝達・警戒活動



## 第1節 警戒期の情報伝達

市は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。また、大阪管区気象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 気象予警報等の収集・伝達	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
第2 津波警報・注意報等の伝達	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
第3 気象予警報等の関係機関への伝達経路	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
第4 津波警報・注意報等の伝達経路	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
第5 住民への周知	* 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 消防本部

## 第1 気象予警報等の収集・伝達

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

### 1 大阪管区気象台が発表する気象予警報

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

## (1) 注意報

気象現象等により被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表される。

種 類	発表基準（記載した数値は平成30年5月30日現在）
大雨注意報	<p>大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>①表面雨量指数基準が11以上になると予測される場合</p> <p>②土壌雨量指数基準が114以上になると予想される場合</p>
洪水注意報	<p>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>対象となる洪水害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>①複合基準：槇尾川流域で表面雨量指数基準が5以上、流域雨量指数が12.4以上になると予測される場合</p> <p>②指定河川洪水予報基準：大津川水系大津川・槇尾川[川中橋]、大津川水系牛滝川[山直橋]の基準値以上になると予想される場合</p>
大雪注意報	<p>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 24時間の降雪の深さが5cm以上になると予測される場合</p>
強風注意報	<p>強風によって災害が起こるおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合（関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。）</p>
風雪注意報	<p>雪を伴う強風によって災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p>

	<p>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合</p>
波浪注意報	<p>高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 有義波高が1.5m以上になると予想される場合</p>
高潮注意報	<p>台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 潮位が標高1.5m以上になると予想される場合</p>
雷注意報	<p>落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p>
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合</p>
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合</p>
なだれ注意報	<p>なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したとき、山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p>

総則

災害予防対策

災害応急対策

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

南海トラフ地震防  
災対策推進計画

附属1(東海地震の  
警戒宣言)

資料編

総則

災害予防対策

災害応急対策

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

南海トラフ地震防  
 災対策推進計画

附属1(東海地震の  
 警戒宣言)

資料編

	①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm以上あり、气象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害(冷夏の場合も含む)や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○ 最低気温が-5℃以下になると予想される場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○ 4月15日以降の最低気温が4℃以下になると予想される場合
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する(気温0℃付近で発生しやすい)おそれのあるときに発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○ 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃~+2℃になると予想される場合
浸水注意報☆	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢(いっ)水し、若しくは氾(はん)濫する等によって災害が起こるおそれがあるときに発表される。

## (2) 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表される。

種 類	発表基準(記載した数値は平成30年5月30日現在)
大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表される。 雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相



	<p>当。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 大雨警報（浸水害）：表面雨量指数基準が 18 以上になると予測される場合</p>
洪水警報	<p>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な洪水害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>○ 指定河川洪水予報基準：大津川水系大津川・槇尾川[川中橋]、大津川水系牛滝川[山直橋]の基準値以上になると予想される場合</p>
暴風警報	<p>暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合（関空島（アメダス）の観測値は 25m/s を目安とする。）</p>
暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合</p>
大雪警報	<p>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上になると予想される場合</p>
波浪警報	<p>高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 有義波高が 3.0m 以上になると予想される場合</p>
高潮警報	<p>台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>○ 潮位が標高 2.2m 以上になると予想される場合</p>

総則

災害予防対策

災害応急対策

事故等災害応急対策

災害復旧・復興対策

南海トラフ地震防災対策推進計画

附属1（東海地震の警戒宣言）

資料編

浸水警報☆	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地、田畑等に浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢(いっ)水し、若しくは氾(はん)濫する等によって重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。
-------	--

- 注1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り換えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)
- 注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

### (3) 記録的短時間大雨情報

大雨等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表される。

種 類	発表基準 (記載した数値は平成30年5月30日現在)
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析:解析雨量)したりしたときに、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表される。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○ 一時間雨量:100mm以上を観測(解析)された場合

### (4) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報が発表される。

現象の種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合に発表される。 大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」のように発表される。雨が

	止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表が継続される。 命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

特別警報に位置付ける現象

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置付ける）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）

(5) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報が住民及び関係機関に対して発表される。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表される。

(6) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、知事に通報し、知事は市長に伝達する。

ア 火災気象通報を行う場合の基準

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報（実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下）」及び「強風注意報（平均風速：陸上12m/s、海上15m/s）」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予測し

ている場合には火災気象通報として通報しないことがある。

### (7) 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路

気象予警報は（別図1-1）、特別警報は（別図1-2）の伝達経路による。

## 2 大阪府知事指定河川の洪水予報

大津川、槇尾川、牛滝川の洪水予報は、洪水予報実施要領に基づき、大阪府と大阪管区気象台により共同で行われる。

### (1) はん濫注意情報（洪水注意報）

基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

### (2) はん濫警戒情報（洪水警報）

基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれたとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

### (3) はん濫危険情報（洪水警報）

基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

### (4) はん濫発生情報（洪水警報）

洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

### (5) 洪水予報の関係機関への伝達経路

（別図1-3）、（別図1-4）の伝達経路による。

## 3 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置するものとする。

### (1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、直ちに市（消防を含む）又は府警察若しくは堺海上保安署に通報する。

## (2) 警察官、海上保安官の通報

警察官又は海上保安官は、異常現象を自ら発見し、又は報告を受けたときは、市（消防を含む）に通報する。

## (3) 市の通報

市が通報を受けたときは、直ちに大阪管区气象台、府（本庁関係課）に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図るものとする。

## (4) 異常現象の種類

### ア 気象に関する事項

竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象

### イ 海象に関する事項

異常潮位、異常波浪

### ウ その他

堤防等に水漏れ等がある場合

## 4 防災関係機関の収集伝達方法

防災関係機関においては、前記の気象警報及び災害に関する情報の系統によって、次のように収集伝達を行うものとする。

### (1) 気象予警報等の収集

ア 气象台の発表する気象予警報等は、大阪府防災行政無線又は大阪府防災情報システムを通じ速やかに収集する。

イ テレビ、ラジオ放送等による気象放送により注意し、予警報等の情報収集に努める。

ウ 水防法に基づく水位の状況、異常現象発見者の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、速やかに応急対策を行う。

## 第2 津波警報・注意報等の伝達

実施担当

\* 総合政策部、\* 都市政策部、\* 消防本部

市は、大阪管区气象台から発表される津波警報・注意報等を、あらかじめ定めた経路により、迅速に伝達する。また、气象台から発表される「遠地地震に関する情報」において本市への津波の影響を覚知した場合は、上記に準じて迅速に伝達する。

※「第4 津波警報・注意報等の伝達経路」参照

# 1 大阪管区气象台が発表する津波警報・注意報等

## (1) 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		必要な行動例
		数値による発表 (カッコ内は予想 値)	巨大地震 の場合	
大津波警報	予想される津波の高 さが高いところで3 メートルを超える場 合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	ただちに海岸や川沿いから離 れ、高台や避難ビルなど安全 な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な 場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高 さが高いところで1 メートルを超え3メ ートル以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高 さが高いところで、 0.2メートル以上1 メートル以下の場合 であって津波による 災害のおそれがある 場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる場合は、ただち に海から上がって、海岸から 離れる。 注意報が解除されるまで海に 入ったり海岸に近付いたりし ない。

(注)

- ① 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。
- ② 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ③ 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。
- ④ 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。
- ⑤ 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。
- ⑥ 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。
- ⑦ 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- ⑧ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ⑨ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津

波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

- ⑩ 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時においては「大津波警報」として発表する。

## (2) 津波予報

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報を含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報を含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## (3) 津波情報

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照) また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
津波観測に関する情報 (注1)	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表 また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード)を発表
沖合の津波観測に関する情報 (注2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表

(注)津波観測に関する情報の発表内容

- ① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大の観測時刻と高さを発表する。
- ② 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。
- ③ 沿岸における最大波の観測値の発表内容

警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値
	1 m以下	「観測中」
津波警報	0. 2 m以上	数値
	0. 2 m未満	「観測中」
津波注意報	高さに関わらず	数値 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

#### (4) 沖合の津波観測に関する情報

- ア 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。
- イ 沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ウ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）と発表する。
- エ なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

警報・注意報	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	
		沖合における観測値	沿岸での推定値
大津波警報	3 m超	数値	数値
	3 m以下	「観測中」	「推定中」
津波警報	1 m超	数値	数値
	1 m以下	「観測中」	「推定中」
津波注意報	高さに関わらず	数値	数値



(注)津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
  - ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
  - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
  - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

## (5) 地震情報

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報 (注1)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測したの地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表

各地の震度に関する情報 (注1)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報などを発表

注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

## (6) 緊急地震速報

### ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

区 域	市 町 村 名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

### イ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）経路による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

## (7) 南海トラフ地震に関連する情報

### ア 情報の種類と発表条件発表等

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて気象庁が発表するものであり、その情報の種類と発表条件は以下のとおりである。

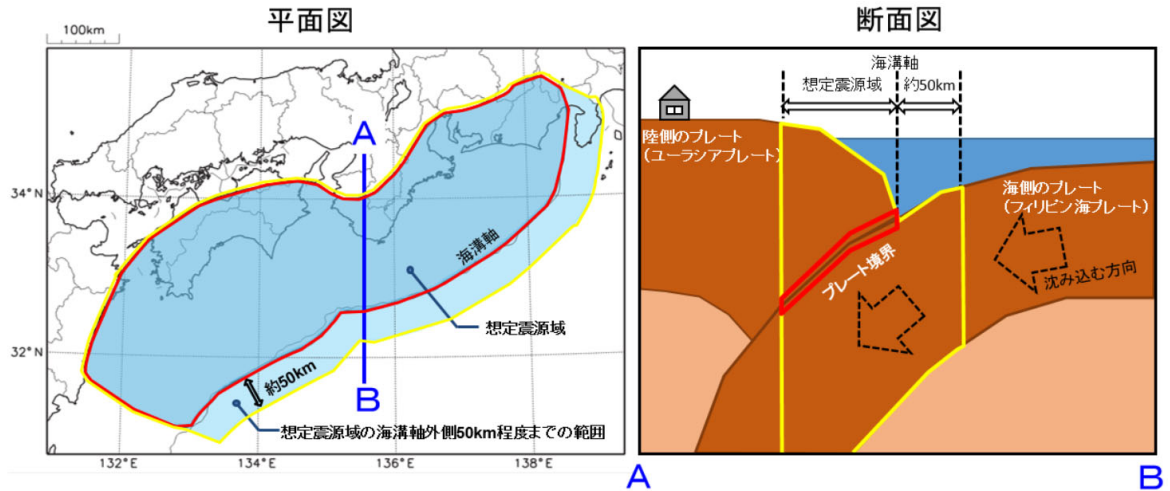
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始し

	た場合、または調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

イ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記される名称と各名称を付記する条件

「南海トラフ地震に関連する情報」に付記される名称と各名称を付記する条件は以下のとおりであり、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」などとして発表される。

名 称	名称を付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード 6.8 以上 <sup>*1</sup> の地震 <sup>*2</sup> が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計 <sup>*3</sup> での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>*4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震 <sup>*2</sup> が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



資料：気象庁HP

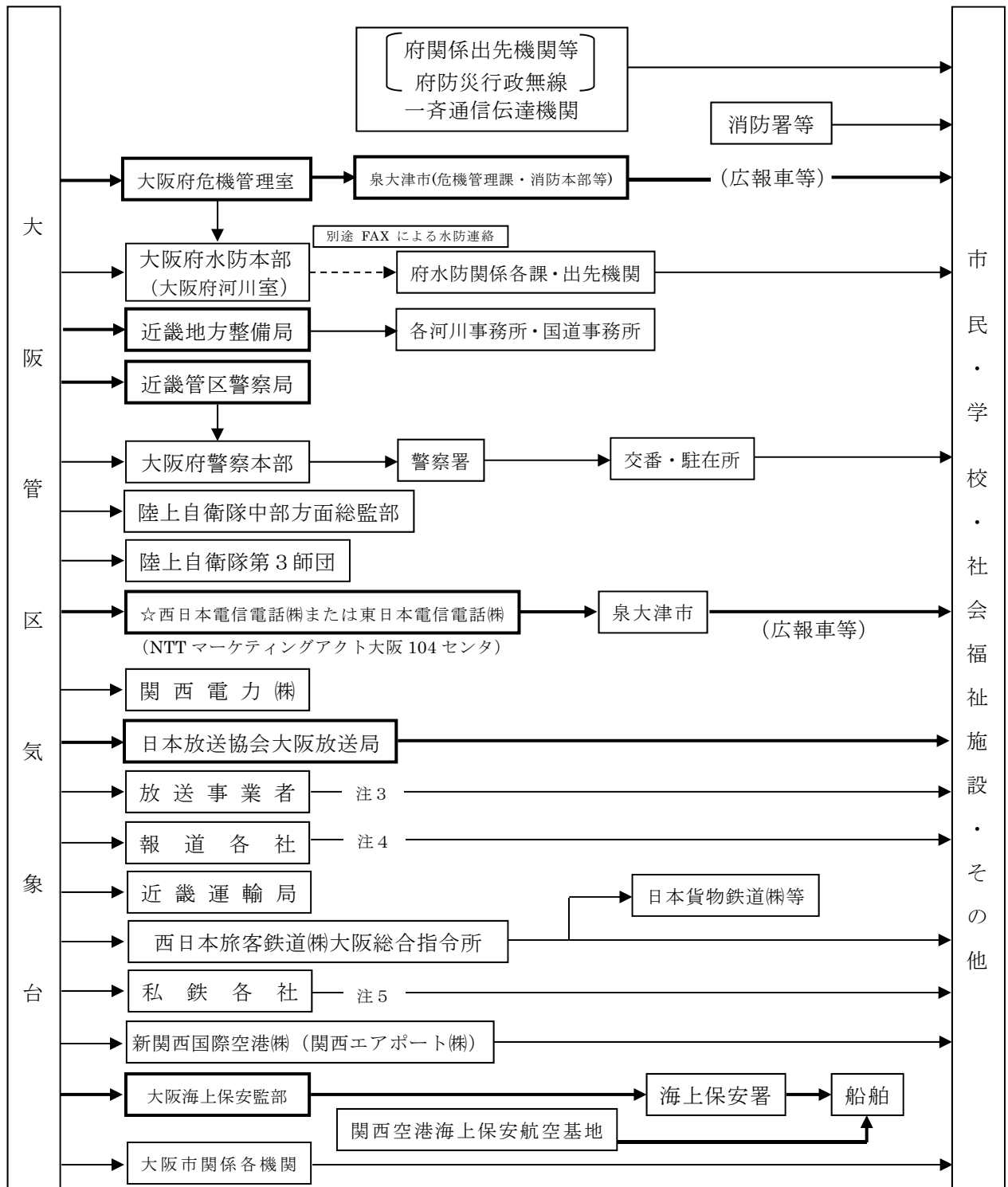
- ※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用する。
- ※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードである。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

### 第3 気象予警報等の関係機関への伝達経路

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

#### 1 気象予警報等の関係機関への伝達経路

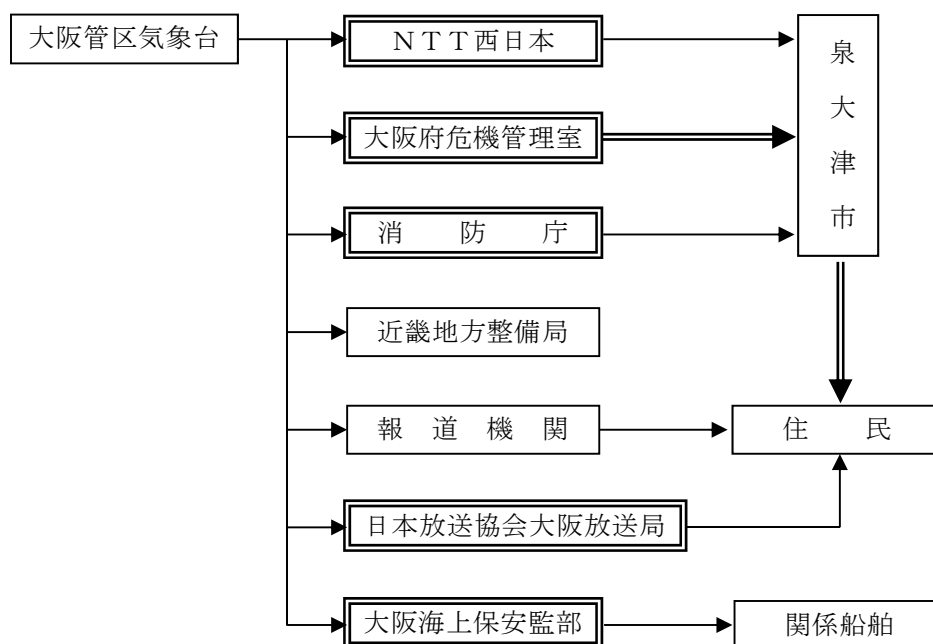
(別図1-1) 気象予警報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。  
 2 ☆印は、特別警報、警報のみ  
 3 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪、(株)日経ラジオ社大阪支社、(株)ジェイコムウエスト、(株)テレビ岸和田、箕面FM まちそだて放送(株)、テレビ大阪(株)、(株)FM802 (FMC0, CO, LO) の11社である。  
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。  
 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、北大阪急行電鉄(株)、泉北高速鉄道(株)、能勢電鉄(株)、大阪高速鉄道(株)、(株)大阪港トランスポートシステムの10社である。  
 6 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

## 2 特別警報の関係機関への伝達経路

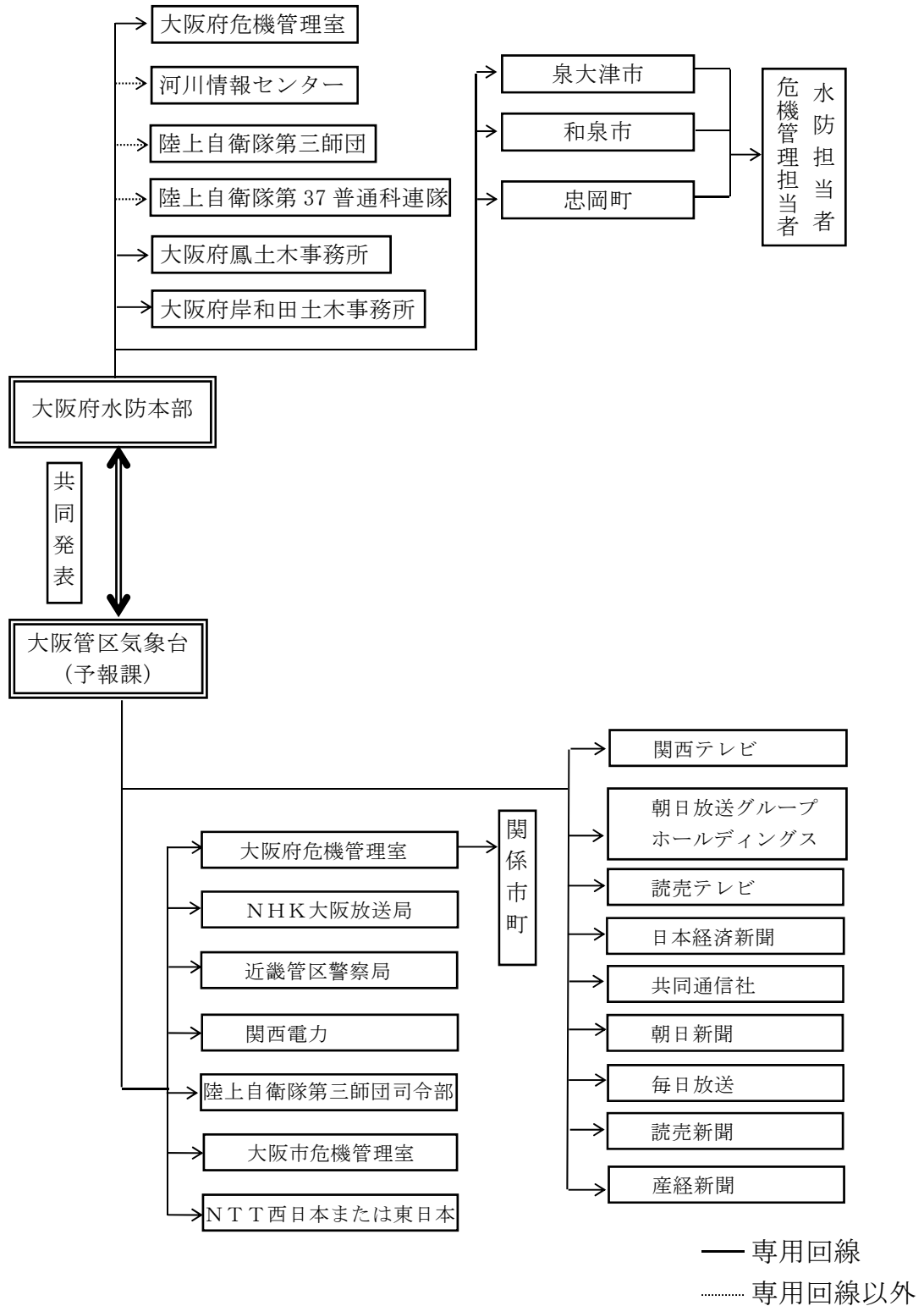
(別図1-2)



- 注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。  
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている。

### 3 大津川・榎尾川洪水予報連絡経路

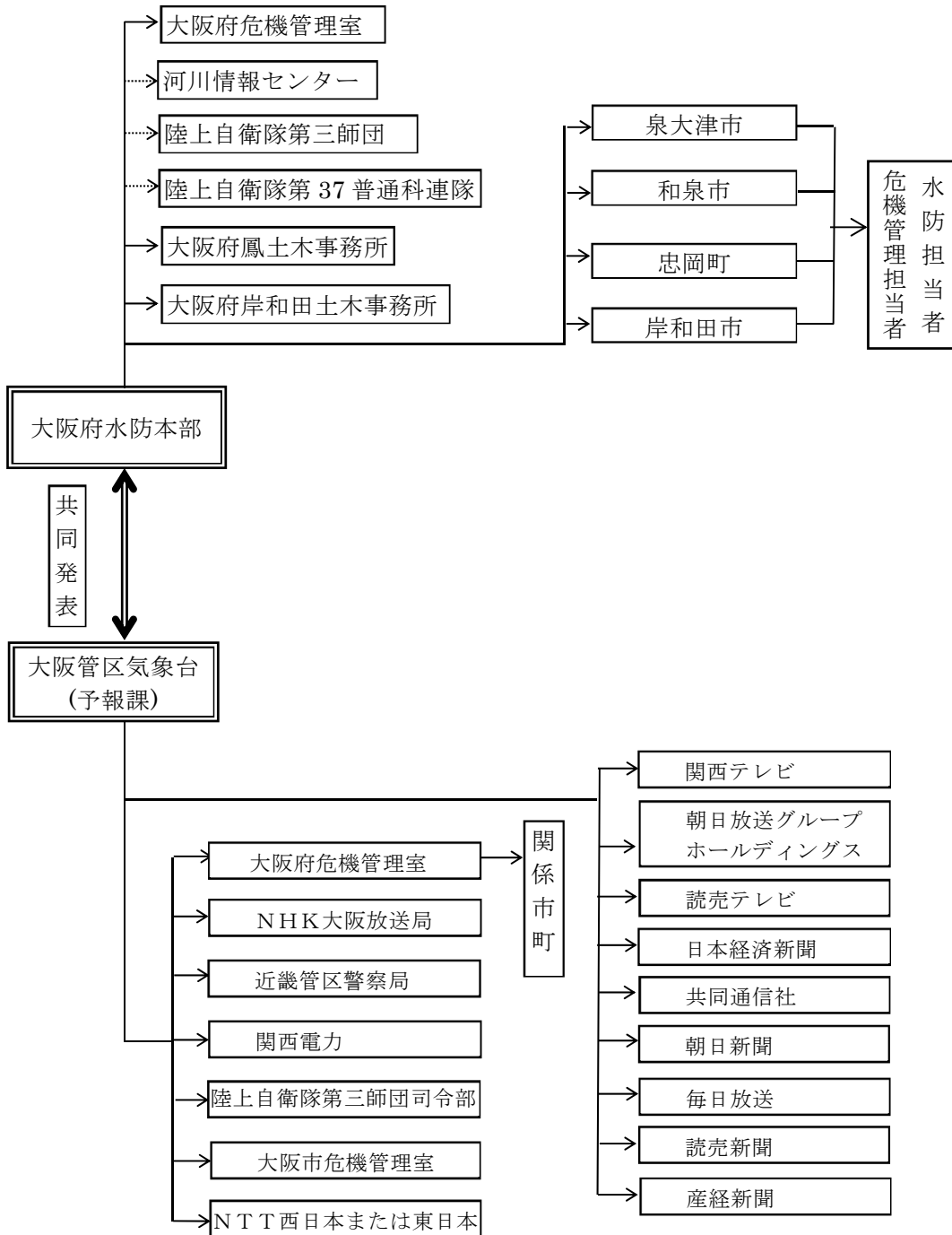
(別図1-3) 大津川・榎尾川洪水予報の関係機関への伝達経路





## 4 牛滝川洪水予報連絡経路

(別図1-4) 牛滝川洪水予報の関係機関への伝達経路



— 専用回線

..... 専用回線以外

## 第4 津波警報・注意報等の伝達経路

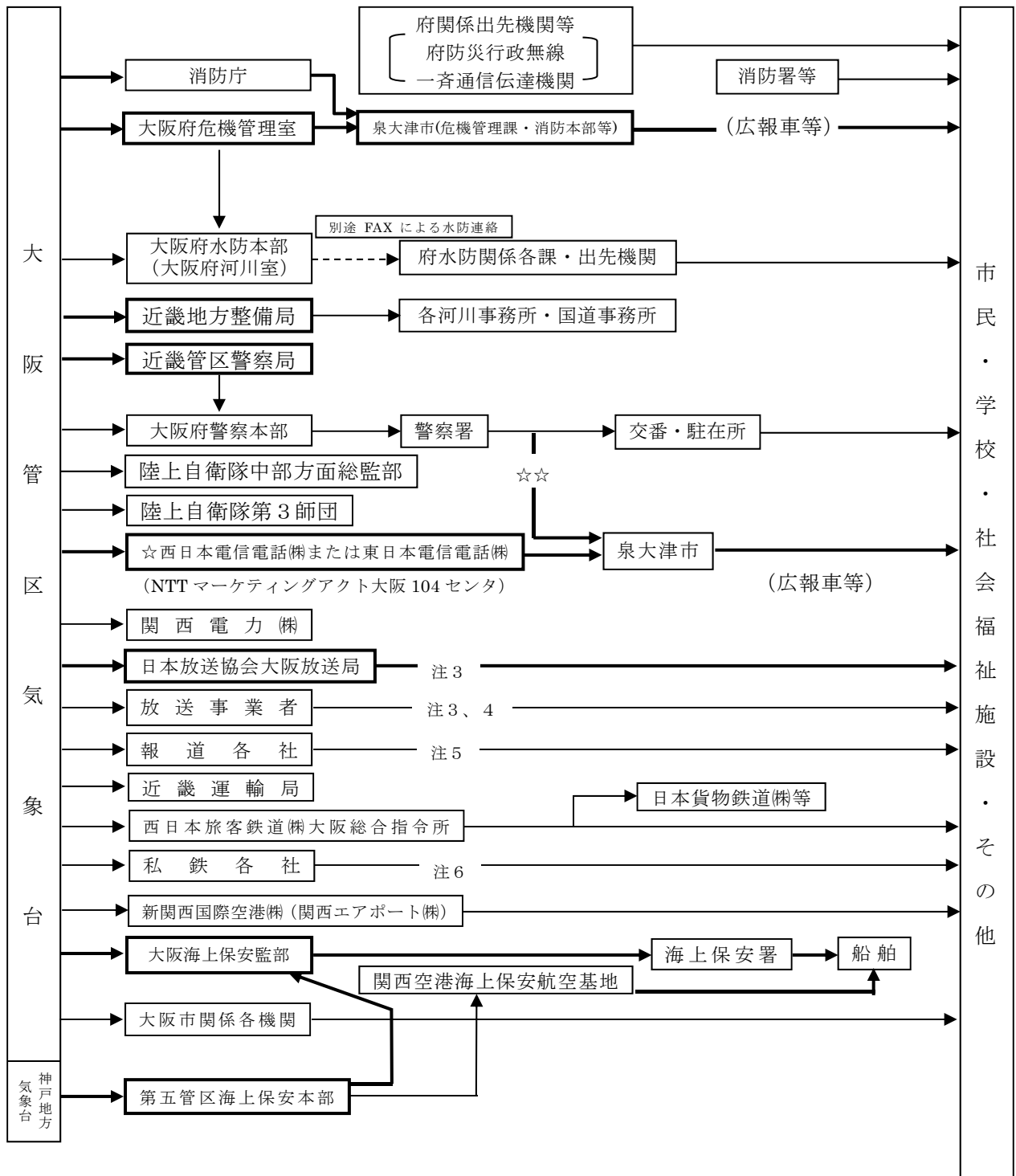
実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

津波警報・注意報等の関係機関等への伝達は次の経路による。

東海地震の発生に伴う警戒態勢は、「附属：東海地震の警戒宣言に伴う対応」による。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応については、「南海トラフ地震防災対策推進計画」による。

### 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。  
 2 ☆印は、大津波警報、津波警報、同解除（津波注意報）の場合のみ。☆☆印は、大津波警報、津波警報、津波注意報のみ。  
 3 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。  
 4 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪、(株)日経ラジオ社大阪支社、(株)ジェイコムウエスト、(株)テレビ岸和田、箕面FM まちそだて放送(株)、テレビ大阪(株)、(株)FM802 (FMCO. CO. LO) の11社である。  
 5 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。  
 6 私鉄各社とは、近畿日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、北大阪急行電鉄(株)、泉北高速鉄道(株)、能勢電鉄(株)、大阪高速鉄道(株)、(株)大阪港トランスポートシステムの10社である。

## 第5 住民への周知

実施担当	* 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 消防本部
------	--------------------------------

市は、市防災行政無線、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。特に、台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

周知にあたっては、登録携帯へのメールやSNS、音声対応、テレビの文字放送等の情報システム、コミュニティFMを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールで周知を図る。

※資料 29 「泉大津市保有車両一覧表」

## 第2節 警戒活動

市は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 気象観測情報の収集伝達	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
第2 水防警報及び水防情報	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
第3 水防活動	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
第4 異常現象発見時の通報	* 総合政策部、堺海上保安署、府警察
第5 ライフライン・交通等警戒活動	* 関西電力株式会社、* 大阪ガス株式会社、* 西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等、* 日本放送協会、民間放送事業者
第6 在港船舶避難活動	* 堺海上保安署

### 第1 気象観測情報の収集伝達

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

市は府と連携して正確な防災気象情報等を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

#### 1 雨量の通報

水防管理者は、気象状況により相当の降雨があると認めるときは、気象通報及び各河川上流の雨量等により常に正確な気象状況の把握に努めなければならない。

また、雨量観測者は、次の各項により管理者に雨量を通報しなければならない。

##### (1) 通報事項

ア 雨が降り始めてから 30 mmに達したときは、その時刻と降り始めの時刻、その後は1時間毎に報告すること

イ 1時間に 20 mm以上の雨量を観測したとき

ウ 天候が回復し、雨が止んだその時刻と雨量

(2) 報告

雨量の報告は、観測所名、日時、降雨量を電話等その他の方法で通報するものとする。

(3) 雨量観測地点

観測地点	所在地	観測者	備考
泉大津市消防署	泉大津市池浦町1-9-9	泉大津市消防吏員	自動転倒マス型

## 2 水位の通報

水防管理者又は水位観測員は気象状況等により洪水又は高潮のおそれを察知したとき又は洪水予報及び水防警報の通知を受けたときは、その後水位の変動を監視し水防団待機水位（通報水位）に達したときより、直ちに次の各項により鳳土木事務所長に報告を行う。

(1) 報告とその間隔

- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したときよりこの水位を下回るまでの間各時間毎
- イ はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき及び下回ったとき
- ウ 避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき及び下回ったとき
- エ 最高水位に達したとき
- オ 水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき

(2) 大阪府知事指定河川の洪水予報

(単位:m)

発表河川名	実施区間	延長(km)	基準地点	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
大津川	牛滝川・槇尾川合流地点から海まで	2.6	川中橋	1.75	1.90	2.20
槇尾川	父鬼川合流地点から大津川合流地点まで	15.1				
牛滝川	岸和田市稲葉橋から大津川合流地点まで	7.3	山直橋	1.25	2.20	2.30

また、ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、関係する現地指導班長及び水防管理者へ水位状況を通報する。

## 3 潮位の通報

- (1) 水防管理者は、管内に量水標を設置し簡易なる風速計を備え観測通報責任者を定めて情報を所轄港湾事務所長に連絡する。
- (2) 観測通報責任者は気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは管轄支部長に所定の報告を行う。
- (3) 報告の主なる事項は、次のとおりである。
  - ア 風向及び風速の概略

- イ 潮位・波高等及び管轄防潮天端高との関係
- ウ 異常高潮量（平常時のその時間の推定潮位と観測潮位との差）

(4) 警戒潮位

名称	支部名	開閉水位の基準	量水標位置	備考
新川水門	泉大津支部	T.P.(+) 0.70m	新川水門量水標	操作責任者泉大津市長

## 4 防災気象情報（警戒レベル）及び大雨警報・洪水警報の危険度分布等の収集・把握

市、防災関係機関及び水防管理者は、適宜、防災気象情報を把握し警戒レベルに応じた各種対策を適切に実施できるよう体制等を整備する。

防災気象情報	警戒レベル	避難情報等
大雨特別警報 氾濫発生情報	警戒レベル5相当	災害発生情報の周知
土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮警報 氾濫危険情報 危険度分布（非常に危険、うす紫）	警戒レベル4相当	避難指示（緊急）の発令 避難勧告の発令
大雨警報 洪水警報 高潮注意報 （警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの） 氾濫警戒情報 危険度分布（警戒、赤）	警戒レベル3相当	避難準備・高齢者等避難開始の発令
氾濫注意情報 危険度分布（注意、黄） 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 （警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	警戒レベル2	避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断するための体制の構築 気象情報等の確認
早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合	警戒レベル1	気象情報等の確認

警報の危険度分布等の概要は、以下のとおり。

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集</p>

	<p>まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。</p>
--	--

## 5 情報交換の徹底

市、防災関係機関及び水防管理者は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

## 第2 水防警報及び水防情報

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸等において、洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事が、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。

(水防法第 16 条)

### 1 国土交通大臣が発表する水防警報

大和川の指定区間外区間において、洪水、津波又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、大和川河川事務所長が、水防警報を発表し、水防本部長（知事）に通知する。

水防本部長は、直ちに関係水防管理者及び関係現地指導班長（大阪府港湾局長）に通知する。

### 2 知事が発表する水防警報

知事が指定する海岸において、洪水、津波又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長は、直ちに水防警報を発表し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。

<大阪府知事指定河川の水防警報>

(単位: m)

発表 河川名	実施区間	延長 (km)	量水標		水防団 待機水位	はん濫 注意水位
大津川 右岸	板原地先（牛滝川・槇尾川合流地点） から海まで	2.6	全区域	楯並橋	1.00	2.25
槇尾川 右岸	和泉市川中橋から大津川合流地点ま で	8.8	上流域	川中橋	1.00	1.75
			下流域	桑原大橋	1.00	2.50
牛滝川	岸和田市山直橋から大津川合流地点 まで	4.9	上流域	山直橋	0.75	1.25
			下流域	高板橋	1.50	2.25



### 3 水防情報

大和川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、知事（水防本部長）に通知する。

水防本部長は、現地指導班長からの報告などにより、自ら掌握した情報もあわせて、関係水防管理者に通知する。

### 4 関係機関への伝達経路

（別図1-5）の伝達経路による。

### 5 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の発表

府は、水位周知河川（水位情報周知河川）において、避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位に到達したときは、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。（大津川、槇尾川、牛滝川は洪水予報河川である。）

## 第3 水防活動

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

市及び府は、市域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。また、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

### 1 市

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長に報告する。

- ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
- イ 堤防からの溢水状況
- ウ 樋門の水漏れ
- エ 橋りょう等構造物の異常
- オ ため池の流入水・放出水の状況など

- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。
- (5) 市災害対策本部が設置された場合は、府水防計画等に基づき活動を実施する。
- (6) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

## 2 大阪府水防本部

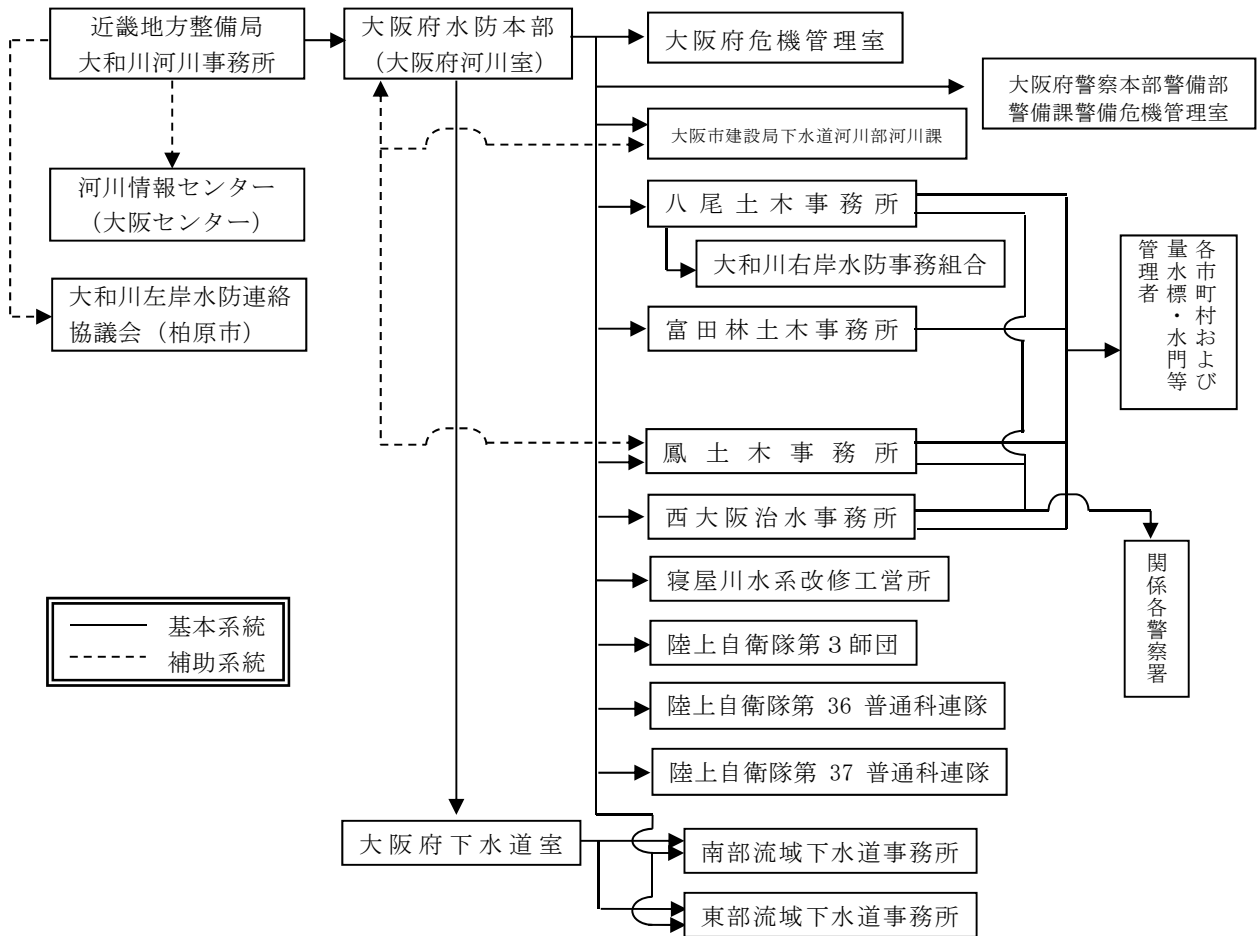
- (1) 水防配備のための招集体制を確立する。
- (2) 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。
- (3) 大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。

## 3 防潮扉等の施設管理者、操作責任者等

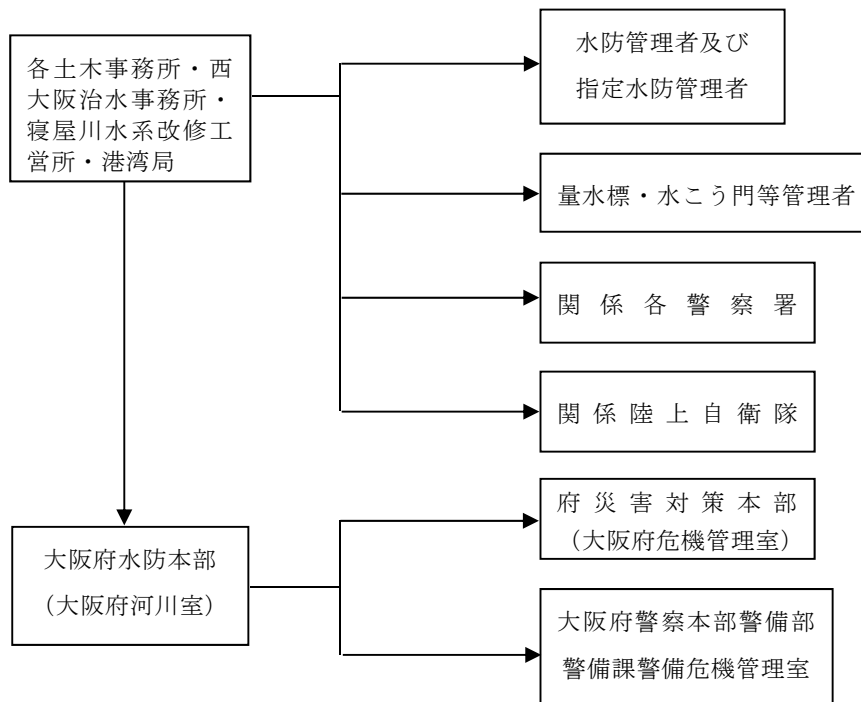
- (1) 気象予警報を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

(別図1-5) 洪水警報の関係機関への伝達経路

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報【大和川、石川水防警報】



## (2) 知事が発表する水防警報



## 第4 異常現象発見時の通報

実施担当	* 総合政策部、堺海上保安署、府警察
------	--------------------

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官、海上保安官等に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

### 1 地震

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動など

### 2 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下など

## 第5 ライフライン・交通等警戒活動

実施担当	* 関西電力株式会社、* 大阪ガス株式会社、* 西日本電信電話株式会社、 KDDI株式会社等、* 日本放送協会、民間放送事業者
------	--

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

### 1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

#### (1) 上水道、下水道

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常参集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

#### (2) 電力（関西電力株式会社）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常参集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

#### (3) ガス（大阪ガス株式会社）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常参集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ウ 主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール等の巡回点検

#### (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等）

- ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ その他安全上必要な措置

## 2 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

## 3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

### (1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
- イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

### (2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）

- ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講じる。

### (3) 港湾、漁港施設

- ア 施設に被害が生じるおそれがある場合は、供用の一時停止等の措置を講じる。
- イ 適切な情報提供を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

## 第6 在港船舶避難活動

実施担当	* 堺海上保安署
------	----------

関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備える。

## 1 堺海上保安署

在港中の船舶を河川又は港外の安全な場所に待避させ、船舶の安全を図るとともに、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

- (1) 避難の要否、勧告の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。
- (2) 避難勧告

電話・ファクシミリによる連絡、国際旗りゅう信号、無線通信、ラジオ放送、巡視船艇によるサイレンの吹鳴、避難勧告文書の交付などの方法で周知する。

- (3) 避難要領

ア 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難させる。

イ 大型船舶は、港外へ避難させる。

ウ 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議の上、沖出し順序を決定する。

- (4) 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

## 2 府警察

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して、船舶に対する避難の勧告、指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導を行う。

## 第3節 津波警戒活動

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台から発表される津波警報・注意報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じるものとする。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 避難対策等	*総合政策部、*都市政策部、*消防本部
第2 水防活動	*総合政策部、*都市政策部、*消防本部
第3 ライフライン・放送事業者の活動	*都市政策部
第4 交通対策	*都市政策部
第5 在港船舶に対する周知活動	*堺海上保安署

## 第1 避難対策等

実施担当	*総合政策部、*都市政策部、*消防本部
------	---------------------

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、府警察及び堺海上保安署と協力して、避難指示（緊急）の発令、避難誘導等の必要な措置を講じる。

### 1 市が管理又は運営する施設に関する対策

#### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市は、自ら管理・運営する庁舎・学校等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置をおおむね次のとおり行う。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

#### ア 津波警報等の来場者等への伝達

(ア) 来場者の円滑な避難行動を取り得るよう、適切に伝達する。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する。

(ウ) 施設が海岸近くにある場合には、強い揺れ又は長いゆっくりとした揺れを感じ



たときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に伝達する。

イ 来場者等の安全確保のための退避等の措置

## (2) 学校における措置

ア 津波浸水想定区域内に学校がある場合、避難の安全に関する措置

イ 学校に、保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

## (3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

## (4) 施設の緊急点検・巡視等

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所・避難場所の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

## 2 避難の指示、誘導

市は、防災関係機関と協力して、避難指示（緊急）の発令、避難誘導等の必要な措置を講じる。

市長は、大津波警報や津波警報が発表された場合、強い揺れ（震度4程度以上）若しくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、住民や釣り人、ドライバー、船舶等に対して、迅速かつ的確な情報提供、避難の勧告・指示を行うとともに、津波ハザードマップに基づき安全な場所に誘導する。

※資料 13-1 「ハザードマップ」

## 3 周知の方法

市長は、避難指示（緊急）の発令及び避難誘導を行う場合は、市防災行政無線（同報系）及び津波防災情報システムや広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

## 4 消防機関等の活動

市は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。消防本部及び消防団は、消火活動、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

- (1) 大津波警報等の正確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土のう等による応急浸水対策
- (4) 救助・救急

## 第2 水防活動

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------

市は、大阪湾沿岸に津波が来襲するおそれがあると認められるときは、大阪府水防計画等に基づき、各防災関係機関との協力により、広報活動等迅速な水防活動を実施する。

### 1 初動措置

大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合は、次の初動措置をとる。

#### (1) 津波注意報

- ア 広報車等による広報準備体制
- イ 巡視船艇の出動又は待機
- ウ 必要に応じて水門・門扉等の開閉の実施

#### (2) 津波警報

- ア 住民に対する警報発表の広報の実施
- イ 必要に応じて水門・門扉等の開閉の実施

#### (3) 大津波警報

- ア 住民に対する警報発表の広報の実施
- イ 水門・門扉等の開閉

### 2 広報活動

各防災関係機関は、海岸沿いの住民・船舶等を対象に予報の周知、安全対策、海岸からの退避等の広報活動を実施する。

#### (1) 実施方法

- ア 津波注意報が発表された時
  - (ア) 広報車・パトカー等による広報

- (イ) 巡視船艇による広報
  - (ウ) ラジオ放送等による広報
  - (エ) 防災行政無線（同報系）による広報
  - (オ) 船舶への無線による広報
  - (カ) 航行警報等による広報
- イ 津波警報・大津波警報が発表された時
- (ア) ラジオ放送等による広報
  - (イ) 防災行政無線（同報系）による広報
  - (ウ) 船舶への無線による広報
  - (エ) 航行警報等による広報

## (2) 実施区域

- ア 陸上における移動広報区域で津波ハザードマップの浸水想定区域
- イ 海上における移動広報区域で主として堺泉北港

## 第3 ライフライン・放送事業者の活動

実施担当	* 都市政策部
------	---------

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時、第6章第3節に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

### 1 水道等

市は、上水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行い、情報収集に努める。

### 2 関西電力株式会社

火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、電気は、大津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保する。

### 3 大阪ガス株式会社

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

## 4 西日本電信電話株式会社等

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、災害発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。

## 5 日本放送協会、民間放送事業者

日本放送協会及び民間放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を定める。

## 第4 交通対策

実施担当	* 都市政策部
------	---------

### 1 道路

大阪府公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行う。

### 2 海上

- (1) 堺海上保安署は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 堺海上保安署は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止する。
- (3) 堺海上保安署は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (4) 堺海上保安署は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講

すべきことを命じ、又は勧告する。

- (5) 国土交通省、港湾管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努める。
- (6) 堺海上保安署、府、市は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時刻等を踏まえ、その具体的な内容を定める。

### 3 鉄道事業者(南海電気鉄道株式会社)

列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。

### 4 乗客等の避難誘導等

鉄道及びバス、フェリー等旅客船の事業者は、乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定める。

## 第5 在港船舶に対する周知活動

実施担当	* 堺海上保安署
------	----------

堺海上保安署は、津波の来襲が予想される場合には、直ちに航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇、航空機等により周知する。

### 1 周知方法

#### (1) 船艇による方法

巡視船艇によりサイレンを吹鳴しつつ拡声機により放送する。

#### (2) 放送による方法

第五管区海上保安本部運用司令センター及び大阪海上保安監部港内交通管制室から無線通信により放送するほか、緊急の際は、日本放送協会等の協力を得てラジオ放送を行う。

### 2 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

## 第4節 発災直後の情報収集伝達

市は、防災関係機関と連携し、災害発生後、直ちに情報連絡体制を確立し、市域にかかる被害の状況等を迅速かつ的確に収集し、これを一元的に取りまとめて分析し、応急対策活動方針を決定するとともに、防災関係機関相互間で、予警報その他災害情報を迅速かつ的確に伝達する。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 情報収集伝達経路	* 総合政策部、全部局
第2 被害情報の収集・報告	* 総合政策部、全部局
第3 被害情報の報告	* 総合政策部、全部局
第4 通信手段の確保	* 総合政策部、全部局
第5 有線・無線途絶時の対策	* 総合政策部、全部局

## 第1 情報収集伝達経路

実施担当	* 総合政策部、全部局
------	-------------

市は、防災関係機関と連携し、初期の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり災害発生時の情報収集、伝達、職員の動員等を定める。

### 1 情報連絡体制

災害発生時の情報連絡体制を最優先で確立させるため、市は、防災関係機関と連携し、通信連絡体制を統轄するとともに、通信連絡網を確保する。また、市防災行政無線等については、必要に応じて無線通信を統制する。

災害発生時には、あらゆる通信手段を活用して、市災害対策本部と防災関係機関との情報連絡にあたる。

## (1) 有線通信

### ア 災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時優先電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

### イ ファクシミリの利用

市災害対策本部、防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、ファクシミリによる。

## (2) 無線通信

災害発生時の連絡手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合には、次の無線網を活用して情報連絡を円滑に行う。

### ア 泉大津市防災行政無線（同報系）

屋外受信局及び戸別受信局への一斉通信

### イ 泉大津市防災行政無線（移動系）

市防災関係各部署及び車両との相互通信

### ウ 大阪府防災行政無線

府、府出先機関、府下市町村及び防災関係機関との相互通信

### エ 堺泉北地域防災相互無線（相互系）

防災関係機関及び近隣市町との相互通信

※資料 34「無線施設」

## (3) 大阪府防災情報システム

府域にかかる気象情報の収集のほか、市から府への被害報告等を迅速かつ的確に行う。情報の収集・配信については大阪府防災行政無線の回線を使用する。

※資料 35「大阪府防災情報システムの概要」

## 2 指定電話、連絡責任者の指定

### (1) 指定電話

市は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害発生時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、円滑な通信連絡を確保する。

### (2) 連絡責任者

市は、災害発生時の防災関係相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

## 第2 被害情報の収集・報告

実施担当	* 総合政策部、全部局
------	-------------

### 1 初動期の情報収集

#### (1) 情報収集内容

災害発生直後における被害概況の正確な把握、要員や資機材等の確保、応援の要請等の迅速な判断に資するため、市災害対策本部は次の情報収集活動を実施する。

この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況をつかむことに留意する。

- ア 人的被害
- イ 物的被害
- ウ 機能的被害
- エ その他災害対策上必要な事項

#### (2) 情報収集に基づく判断

本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を協議・決定する。また、勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

なお、前記について、緊急を要すると認められる場合には、各部が所管する応急対策を実施し、事後速やかに本部長に報告する。

### 2 被害情報の収集

二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、初動期の情報収集活動に並行して、人的被害状況及び火災の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。

なお、被害状況等の情報については、市をはじめ各防災関係機関において定められた所管業務に基づき連携して収集にあたる。

また、人的被害の数について広報を行う際には、府等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、ドローン等を活用し収集した被災現場の画像情報を市及び府災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。



調査実施者		収集すべき被害状況等の内容	
市	災害対策本部	1 人的被害	死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 被災者の状況、要救援救護情報、住民の動向 避難の必要の有無及びその状況 避難所の状況
		2 物的被害	庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 建物（住家、非住家）の損壊状況
		3 機能的被害	道路及び橋りょう等の被害状況 ライフラインの状況 各医療機関等の被害状況
		4 その他災害対策上必要な事項	
	各施設の管理者	1 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害	
	職務上の関連部課	1 農業施設、商業施設、市場、工場、危険物取扱施設等の物的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害	
	消防本部	1 火災発生状況及び火災による物的被害並びに延焼の状況 2 危険物施設等の物的被害 3 要救援救護情報及び救急医療活動情報 4 避難道路及び橋りょうの被災状況 5 避難の必要の有無及びその状況 6 その他消防活動上必要ある事項	
	府警察	1 被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関） 2 避難者の状況 3 交通規制及び緊急交通路確保の要否 4 ライフラインの状況 5 各種犯罪の発生状況 6 その他災害警備活動上必要な事項	
	その他の防災機関	1 所管施設に関する被害状況並びに応急措置の概要 2 その他活動上必要ある事項	

### 第3 被害情報の報告

実施担当	* 総合政策部、全部局
------	-------------

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、府に対して行う（府に対して報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う）が、地震が発生し、市域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告し、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。

市は、可能な限り関係部課にわたる被害情報等を取りまとめ、（別図1-6）の経路により報告する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、電話及びファクシミリ等の手段による。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 通信の途絶等により府へ報告できない場合は、直接国（消防庁）に報告する。
- (3) 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

火災等に関する報告について、「直接即報基準\*」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は第一報を府に加え消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告する。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため電話による報告も認められる。

※資料44「被害状況等報告」

- \*：直接即報基準とは、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）において、市町村が特に迅速に消防庁へ報告すべき火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）に関して定められている基準のことで、災害に関しては(1)地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）、又は(2)津波、風水害によって死者又は行方不明者が生じたものとなっている。



## 第4 通信手段の確保

実施担当	* 総合政策部、全部局
------	-------------

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用を図るとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ若しくは徒歩）等検討し、緊急情報の連絡手段の確保に努める。

電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

西日本電信電話株式会社（大阪支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

## 第5 有線・無線途絶時の対策

実施担当	* 総合政策部、全部局
------	-------------

有線電話が途絶した場合若しくは市の無線電話が不通となった場合は、大阪地区非常通信協議会に加入する最寄りの他の機関の無線電話を使用し通信する。

大阪地区非常通信協議会の定めた通信経路は次のとおりである。

○大阪地区非常通信利用

泉大津市 総合政策部 危機管理課	— — — 泉大津警察署 (警備課) — — — 大阪府警察本部 (通信指令室) — — —	大阪府 政策企画部 危機管理室 災害対策課
	— — — 市消防本部 (通信指令室) — — — 大阪市消防局 (指令情報センター) — — —	
	— — — 南海泉大津駅 — — — 南海電鉄本社 (運輸指令) — — — 4.2km	
	..... J R 和泉府中駅 — — — J R 京橋駅 ..... 3.0km 1.4km	
	... 国土交通省大阪国道事務所 (情報通信技術課) — — — 近畿地方整備局 — — — 2.5km	

(注) — 無線区間、～ 有線区間、・ 使送区間

## 第5節 災害広報

市は、府や防災関係機関と協議・調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて提供する。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 災害広報	*総合政策部、*健康福祉部、*都市政策部、*消防本部
第2 報道機関との連携	*総合政策部、*健康福祉部
第3 広聴活動	*総合政策部

## 第1 災害広報

実施担当	*総合政策部、*健康福祉部、*都市政策部、*消防本部
------	----------------------------

市は、府及び防災関係機関と連携し、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への情報の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

### 1 市の広報内容

#### (1) 大阪府が発信する災害モード宣言との連携

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行うこととされている。

市は、これら情報発信と連携し必要な災害広報を実施する。

災害モード宣言の内容は、以下のおとりである。

#### ア 発信の目安

##### (ア) 台風

気象台の予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合

##### (イ) 地震

府域に震度6弱以上を観測した場合

(ウ) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

イ 発信の内容

(ア) 台風

- 自分の身の安全確保
- 出勤・通学の抑制
- 市町村長の発令する避難情報への注意

(イ) 地震

- 自分の身の安全確保
- 近所での助け合い
- むやみな移動の抑制
- 出勤・通学の抑制

(2) 台風接近時の広報

- ア 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
- イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ウ 鉄道等の交通機関の運行情報等

(3) 地震発生直後の広報

- ア 地震の規模・津波情報（津波の規模、到達予想時刻等）・余震・気象の状況
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ウ 避難の勧告及び指示
- エ 避難行動要支援者の保護及び人命救助の協力呼びかけ
- オ 二次災害の危険性
- カ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
- キ 市内の被害状況の概要  
延焼火災、建物倒壊、道路破損等の発生状況
- ク 市の活動体制及び応急対策始動状況
  - (ア) 本部等の設置
  - (イ) 避難所及び救護所の設置
  - (ウ) その他必要な事項
- ケ 要配慮者への支援の呼びかけなど

#### (4) 風水害発生直後の広報

- ア 避難の勧告及び指示
- イ 避難行動要支援者の保護及び人命救助の協力呼びかけ
- ウ 二次災害の危険性
- エ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
- オ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- カ 市内の被害状況の概要
  - (ア) 延焼火災、建物倒壊、道路破損等の発生状況
- キ 市の活動体制及び応急対策始動状況
  - (ア) 本部等の設置
  - (イ) 避難所及び救護所の設置
  - (ウ) その他必要な事項

#### (5) 応急対策活動実施段階の広報

- ア 地震及び津波に関する情報
- イ 気象等の状況
- ウ 災害状況に関する情報
- エ 被害情報及び応急対策実施状況
  - (ア) 被災地の状況
  - (イ) 避難所及び救護所の開設状況
  - (ウ) 応急給水、応急給食等の実施状況
  - (エ) その他必要な事項
- オ 生活関連情報
  - (ア) 電気、ガス、水道及び下水道の復旧状況
  - (イ) 食料品及び生活必需品の供給状況
- カ 通信施設の復旧状況
- キ 道路交通状況
- ク 医療機関の活動状況
- ケ 交通機関の復旧及び運行状況
- コ 市役所業務の再開等に関する情報
- サ 要配慮者への支援の呼びかけ
- シ その他必要な事項

## (6) その後の広報

- ア 二次災害の危険性
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 被災者のために講じている施策
- エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関などの生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 義援物資等の取扱い など

## 2 広報の方法

災害広報活動は、人心の安定及びパニック等の防止を目的として、災害発生後できる限り速やかに開始し、以降、応急対策及び復旧対策の進展に応じた確かな情報の提供に努める。

また、広報情報の不統一を避けるため、市民に対して実施する災害発生時の広報活動については、市災害対策本部において調整のうえ実施する。

### (1) 災害発生時の広報体制

- ア 災害広報責任者による情報の一元化
- イ 広報班の設置

### (2) 市民に対する広報

- ア 防災行政無線（同報系）の利用

市災害対策本部は、市内43箇所に設置した防災行政無線（同報系）及び臨海部等24箇所に設置した津波防災情報システムにより屋外受信局を通じて津波情報等必要な情報を伝達する。

※資料 34-1「泉大津市防災行政無線（同報系）」

※資料 41「広報の文例」

- イ 広報車、航空機の利用

広報車による広報活動は、市災害対策本部又は防災関係機関が必要な地域へ出動し、広報活動を実施する。必要に応じて航空機による現場広報を行う。

- ウ 口頭等での伝達

広報車の活動が不可能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、市災害対策本部から職員を当該地域に派遣し、広報活動を実施する。

また、必要な場合には、併せて消防本部、府警察その他の防災関係機関の協力を要



請する。

エ 市庁舎、避難場所等での配付、掲示

災害対策広報又はチラシ等を作成し、可能な限り、市庁舎、避難場所等で印刷物を配付又は掲示する。

オ インターネットやSNSによる広報

市及び防災関係機関が運用するホームページ、SNSを活用して、災害関連情報を提供する。

カ ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等による情報広報

ケーブルテレビやコミュニティ放送などを通じて災害関連情報を提供する。

キ 新聞、ラジオ、テレビによる広報

新聞やラジオ、テレビ等の報道を通じて災害関連情報を提供する。

ク 携帯メールや緊急速報メールによる広報

ケ 避難行動要支援者に配慮した広報

点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細やかな広報を行う。

コ 臨時災害FM局の開設

災害発生時に臨時に開設されるFM局の放送により災害関連情報を提供する。

### (3) 報道機関に対する情報の発表

災害の状況、被災者に対する生活情報及び応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に提供する。報道機関に対する情報提供については、情報内容の一元化を図るため統轄して行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知する。また、定期的な発表を行う。

### (4) 広報資料等の収集

ア 市災害対策本部への報告のほか、必要に応じ災害現場における取材を行う。

イ 災害現場に職員を派遣し、被害状況等の災害写真を撮影する。

ウ 他の機関の資料や情報の収集に努める。

## 3 防災関係機関等の広報体制

### (1) 消防本部

災害状況に応じて、消防車両等による二次災害の発生防止並びに災害現場においては、火災発生状況、延焼状況及び消防隊の活動状況について広報する。

## (2) 消防団

消防本部と協力し、地域住民の安全確保に係る広報活動に努める。

## (3) 府警察

府警察は、市災害対策本部その他防災関係機関と協力し、次の事項について広報活動を行う。

- ア 災害の状況及びその見通し
- イ 避難及び救出・救助活動に関する事
- ウ 各種犯罪の予防・取締りに関する事
- エ 交通規制に関する事
- オ その他警察措置に関する事

## (4) 西日本電信電話株式会社

災害のため通信が途絶したとき又は利用制限を行ったときは、利用者に対して次の事項について広報活動を行う。

- ア 通信途絶又は利用制限の理由及び内容
- イ 災害復旧に対しての措置及び復旧見込み時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ その他の事項

## (5) 関西電力株式会社

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと
- イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに関西電力(株)に通報すること
- ウ 断線垂下している電線には、絶対に触らないこと
- エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取り付けること。また、必ず電気店等で点検してから使用すること
- オ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること
- キ その他事故防止のために留意すべき事項

## (6) 大阪ガス株式会社

住民の不安解消を図り、二次災害を防止するため、大阪ガス株式会社のホームページ等を用い、状況に応じた適切な広報活動を行う。

## 第2 報道機関との連携

実施担当	* 総合政策部、* 健康福祉部
------	-----------------

市は、府をはじめ防災関係機関、報道機関と連携して広報活動を実施する。

### 1 緊急放送の実施

避難の勧告又は指示等で緊急を要する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき放送を依頼する。

日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 大津波警報等が発せられた場合
- (2) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (3) 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合
- (4) 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発せられた場合
- (5) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う場合

### 2 報道機関への情報提供

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

府は、状況に応じ震災プレスセンターを設置し、総合的な災害情報の提供を行う。

### 3 要配慮者・避難行動要支援者に配慮した広報

#### (1) 障がい者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障がい者に配慮した広報を行う。

## (2) 外国人への情報提供

府は、必要に応じ放送事業者に対し、外国語放送など適切な対応を要請する。

## (3) 避難行動要支援者への情報提供

広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

## 4 安否情報の提供

日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。

## 第3 広聴活動

実施担当	* 総合政策部
------	---------

大規模な災害により甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。

### 1 相談窓口の開設

災害の状況により本部長が必要と認めたときは、専用電話及び専用ファクシミリを備えた被災者のための総合相談窓口を市災害対策本部に開設し、相談・問合せ・受付等の業務を行う。

### 2 相談窓口の運営体制

- (1) 相談窓口では、当該災害についての電話や市民対応全般について実施するものとし、必要に応じ、各部から職員を派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

### 3 広聴内容の処理

相談窓口等で聴取した内容に応じて、速やかに関係部局又は関係機関へ連絡する。

## 第3章

# 消火、救助、救急、医療救護



## 第1節 消火・救助・救急活動

市、消防、府警察、海上保安署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施する。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 市	* 総合政策部
第2 消防本部	* 消防本部
第3 府警察	* 総合政策部、* 府警察
第4 堺海上保安署	* 総合政策部、* 堺海上保安署
第5 各機関による合同調整所（連絡会議）の設置	* 総合政策部
第6 自主防災組織等	* 総合政策部、* 消防本部
第7 惨事ストレス対策	* 総合政策部、* 消防本部

## 第1 市

実施担当	* 総合政策部
------	---------

市災害対策本部は、高所カメラ等を通じて、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努め、災害発生状況の把握に努める。

また、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、関係機関と連携をとり、救護班を編成し、応急救護にあたる。

なお、業務遂行にあたっては、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を求めて行う。

## 第2 消防本部

実施担当	* 消防本部
------	--------

消防本部は、消防団及び府警察等の関係機関と連携を図り、震災時における出火防止、消火、延焼防止及び救急・救助を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減を図る。

### 1 消防体制

消防本部は、風水害、大規模地震・津波等が発生し、通常の警防体制では効果的な警備活

動を実施することが困難と予測されるときに、現に勤務している職員以外の職員を招集し、現警備体制を強化して非常警備体制をとる。

## 2 応急活動

### (1) 消火活動

- ア 初動配備体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施し、出火防止及び火災の早期鎮圧、並びに延焼拡大防止に努める。
- イ 延焼状況から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

### (2) 救助活動

- ア 府警察及び関係機関との密接な連携のもと、救助隊、救急隊を中心として、状況に適した部隊配備を行い、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- イ 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地指揮本部を設置し、自主防災組織、自治会等の地域住民とも連携し、救助救出を行う。また、救出活動用資機材の活用により、初動時における救助救出活動の円滑化を図る。

### (3) 救急活動

- ア 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し適宜実施する。
- イ 救急・救助は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- ウ 多数の傷病者が発生した場合には、応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージ（負傷者の重症度、緊急度の選別）を実施し、効果的な救急隊の運用を図る。
- エ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

### (4) 行方不明者の捜索

- ア 行方不明者の捜索にあたっては、府警察及び自主防災組織、地域住民と協力して実施する。
- イ 行方不明者や捜索された遺体については、リストに整理する。
- ウ 行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理などの円滑化を図る。
- エ 遺体を発見した場合は、速やかに府警察に連絡する。



### 3 相互応援

地震等による災害の発生により同時多発的に火災等が発生し、現有の消防力を結集しても対応することが不可能と判断される場合は、他市及び他府県からの大規模部隊（緊急消防援助隊等）の応援を要請し、消防活動を遂行する。

- (1) 市が被災し、市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。
- (2) 被災していない場合、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。
- (3) 海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、堺海上保安署に応援を要請する。

### 第3 府警察

実施担当	* 総合政策部、* 府警察
------	---------------

- (1) 府警察は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- (2) 警察本部は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する府警察に派遣する。
- (3) 市、消防本部等と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、救助・救急活動を支援する。
- (4) 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- (5) 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

### 第4 堺海上保安署

実施担当	* 総合政策部、* 堺海上保安署
------	------------------

海上又は船舶内における人命、負傷者等の海難救助活動を実施する。

- (1) 被害の早期把握に努め、巡視船艇等により迅速な人命救助活動を実施する。
- (2) 府警察、市その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。

- (3) 市は、堺海上保安署と直接連絡することが困難な場合は、防災相互通信波を使用して沖合に配備された巡視船艇又は航空機を通じて所用の連絡を行い、要請、情報交換を実施する。
- (4) 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

## 第5 各機関による合同調整所（連絡会議）の設置

実施担当	* 総合政策部
------	---------

市は、消防機関、府警察、堺海上保安署及び自衛隊が、相互に連携した救助・救急活動を実施することができるよう、情報連絡を密に行うとともに活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に関係機関による合同調整所（連絡会議）を設置する。

## 第6 自主防災組織等

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部
------	----------------

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。  
また、消防団、消防署、府警察など防災関係機関との連携を図る。

### 1 事業所による活動

- (1) 事業所内の被害及び負傷者の状況を調査し、消防署又は府警察等にすみやかに伝達する。
- (2) 負傷者の自発的な救出活動に努めるとともに、困難な場合は消防署、府警察などに連絡し早期救出を図る。
- (3) 火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等の異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- (4) 火災が発生した場合の措置
  - ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
  - イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
- (5) 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において、異常

が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

## 2 自主防災組織等による活動

- (1) 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。
- (2) 地域の被害状況を調査の上、早期に把握し、負傷者等の早期発見に努めるとともに、消防署、府警察など防災関係機関との連携に努める。
- (3) 火災が発生したときは消火器、水バケツ等を活用して初期消火活動に努める。
- (4) 救出活動用資機材を活用し、組織的救出活動に努める。
- (5) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救出を図る。
- (6) 救出活動を行うときは、可能な限り、市、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受ける。
- (7) 消防隊が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

## 第7 惨事ストレス対策

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部
------	----------------

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第2節 医療救護活動

市災害対策本部及び医療関係機関、府は、災害により多数の疾病及び外傷患者が発生した場合、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施し、被災者の保護に万全を期する。

また、災害医療コーディネーター\*（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

\*：災害医療コーディネーターとは、災害時に、都道府県又は保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行うことを目的として、都道府県により任命された者。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 災害時医療体制	* 健康福祉部、* 市立病院
第2 医療情報の収集・提供活動	* 健康福祉部、* 市立病院
第3 現地医療対策	* 健康福祉部、* 市立病院
第4 後方医療対策	* 健康福祉部、* 市立病院
第5 医薬品等の確保・供給活動	* 健康福祉部、* 市立病院
第6 個別疾病対策	* 健康福祉部、* 市立病院

## 第1 災害時医療体制

実施担当	* 健康福祉部、* 市立病院
------	----------------

### 1 医療本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、泉大津市立病院内に医療第一本部を設置する。

なお、災害の規模等により、医療第一本部による活動では対応できない場合、又は対応できないと予想される場合には、市災害対策本部は、泉大津市医師会に対して応援を要請し、医療第二本部を設置する。

- (1) 災害が発生したとき
- (2) 医療救護を必要とする傷病者が多数発生したとき

- (3) 市災害対策本部の要請があったとき

## 2 医療本部の所掌事務

医療本部の所掌事務については、おおむね次のとおりである。

- (1) 医療情報の収集・提供に関すること
- (2) 市災害対策本部及び医療関係機関との連絡調整に関すること
- (3) 医療救護班等の編成・派遣に関すること
- (4) その他災害時医療救護対策に関すること

## 3 医療本部の運営

医療本部の運営については、次のとおりとする。

※資料 33 「医療救護班編成表」

- (1) 各医療本部は市災害対策本部との協議連絡、医療計画並びに各班・行動隊の動員計画及び各医療部相互間の連絡調整を行う。
- (2) 各医療本部長は所属部員を指揮、統括する。
- (3) 各副本部長は各医療本部長を補佐し、所属部員を指揮し、医療本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- (4) 各班を指揮するものは医療本部長の指示を受け、所属部員を指揮し、所掌業務を遂行する。
- (5) 各班相互の応援は業務の状況に応じ随時行う。

## 4 業務分掌

医療本部は、部の医療救護活動を指揮するため市災害対策本部及び他部との連絡を密にして、医療計画並びに動員計画の樹立、救助情報の収集、報告及び記録、資料の作成保管、部内各班の連絡調整を図る。

なお、必要に応じて各医療本部は、医療救護班を編成し、傷病者の救急診療及び救護所への収容を行う。医療本部内各班の業務分掌は次のとおりである。

### (1) 医療班

医療班は、医療本部の指示により、搬送された傷病者の治療にあたる。また、災害の程度、状況に応じ救護所が設置された場合は、救護所に収容された傷病者の応急治療にあたる。

## (2) 救護班

救護班は、医療本部の指示により、搬送された傷病者の治療、救護にあたる。また、災害の程度・状況に応じ救護所が設置された場合は、救護所に収容された傷病者の応急治療及び救護にあたる。

## (3) 避難誘導班

避難誘導班は、医療本部の指示に基づき、入院患者等を安全な場所への避難・誘導を行う。

## (4) 庶務班

庶務班は、医療本部の指示に基づき、所轄施設の被害状況の把握並びに部内各班の連絡調整を行う。

## (5) 通信連絡班

通信連絡班は、医療本部の指示に基づき、救助情報の収集・報告及び記録等を行う。

## (6) 資材工作班

資材工作班は、施設・機器等の安全管理及び各所の維持・修繕等を行う。

## (7) 防災班

防災班は、安全な場所の確保並びに避難者の安全措置を行う。

## (8) 給食班

給食班は、傷病者等の食料確保及び供給を行う。

## 5 地域災害医療本部

災害時に保健医療活動の総合調整を行うため大阪府災害対策本部の下に地域災害医療本部が設置された場合、地域災害医療本部と連携して医療救護活動を行う。

## 第2 医療情報の収集・提供活動

実施担当	* 健康福祉部、* 市立病院
------	----------------

### 1 市

泉大津市医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関

情報を提供する。

## 2 府

市からの報告、大阪府広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて医療機関の被災状況や活動状況、被災地ニーズ、患者受入情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び市民に提供する。また、必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

なお、大阪府災害対策本部の下に地域災害医療本部が設置された場合は、医療機関状況の情報を地域災害医療本部に集約する。

## 第3 現地医療対策

実施担当	* 健康福祉部、* 市立病院
------	----------------

### 1 現地医療の確保

#### (1) 医療救護班の編成・派遣

市災害対策本部及び医療関係機関は、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動に対応できるよう当面の間に必要な資機材等を携行する。

##### ア 医療第一本部

泉大津市立病院内に設置された医療第一本部は、市災害対策本部の要請により、災害発生後、直ちに医療救護班を編成・派遣し医療救護活動を実施する。

##### イ 医療第二本部

災害の状況により、医療第一本部では対処できない場合に、市災害対策本部又は医療第一本部の要請により、泉大津市医師会の協力を得て構成・設置する医療第二本部は、医療救護班を編成・派遣し医療救護活動を実施する。

##### ウ 府等への派遣要請

市災害対策本部では十分対応できない規模の災害が発生した場合は、府を通じて日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

##### エ 地域災害医療本部

大阪府和泉保健所内に地域災害医療本部が設置された場合、地域災害医療本部を通じて医療救護班の派遣要請を行う。

## (2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関が所有する緊急車両等により移動するが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

## (3) 救護所の設置・運営

市は、医療救護活動を行うため、医療救護班による現地医療活動のほか次の救護所を設置し運営する。

### ア 応急救護所

災害発生後、災害現場付近に設置する。

### イ 医療救護所

災害発生直後から中長期にわたって、避難所に設置する。

## (4) 医療救護班の受入調整

市は、医療救護班の受入窓口を設置し、府（保健所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

## 2 現地医療活動

### (1) 救護所における現地医療活動

#### ア 応急救護所における医療救護活動

災害発生直後に派遣される医療救護班等は、応急救護所で応急処置やトリアージ等の医療救護活動を行う。

#### イ 医療救護所における臨時診療活動

市及び各医療関係機関等から派遣される医療救護班等は、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

### (2) 医療救護班の業務

#### ア 患者に対する応急処置

#### イ トリアージ及び医療機関への搬送の要否

#### ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

#### エ 助産救護

#### オ 被災住民等の健康管理



- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

### (3) 府による現地医療活動の継続支援

府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

## 第4 後方医療対策

実施担当	* 健康福祉部、* 市立病院
------	----------------

### 1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府及び医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等をもとに、被災を免れた府下全域の災害医療機関で患者の受入病床を確保する。さらに、必要に応じて他府県等にも患者の受入病床の確保を要請する。

また、府は確保した受入病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

### 2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者については、被災を免れた医療機関が受入重症度等に応じた治療を行う。

#### (1) 受入病院の選定と搬送

市等は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振分調整した後、関係機関が患者を搬送する。

#### (2) 患者搬送手段の確保

- ア 陸上搬送

患者の陸上搬送については、原則として救急車で実施する。救急車を確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

#### イ 航空機搬送

市は、状況により府に対し、航空機搬送の要請を行う。府は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機を保有する関係機関に要請する。

#### ウ 海上搬送

市は、状況により府に対して、所有する船舶、堺海上保安署等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

### (3) 広域医療搬送

市は、空港等に設置された航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を利用し、被災地域内で対応困難な重症患者の症状の安定化・被災地域外への搬送を行う。

## 3 災害医療機関の役割

### (1) 災害拠点病院

#### ア 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害拠点病院間の調整を行う。

#### イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、次の活動を行う。

- (ア) 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害発生時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- (イ) 医療救護班の受入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- (ウ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- (エ) 地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出し等の支援

### (2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患等特定の疾病対策の拠点として、疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供、疾病患者に対応する医療機関間の調整支援を行う。

### (3) 市災害医療センター（泉大津市立病院）

市災害医療センターは、次の活動を行う。

- ア 市の医療拠点としての患者の受入れ
- イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整
- ウ 府の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施

#### (4) 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。市の災害医療協力病院は、かわい病院である。

## 第5 医薬品等の確保・供給活動

実施担当	* 健康福祉部、* 市立病院
------	----------------

泉大津薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備し、供給活動を行う。

## 第6 個別疾病対策

実施担当	* 健康福祉部、* 市立病院
------	----------------

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病及び心のケアについては、府等と連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。



# 第 4 章

## 避難行動



## 第1節 避難誘導

災害発生時に住民の安全を確保するため、市及び防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・避難指示（緊急）、誘導等必要な措置を講じるとともに、避難を必要とする住民を収容するため、避難所を開設する。

また市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、プランに沿った避難支援に努める。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 避難指示（緊急）、 避難勧告、避難準備・ 高齢者等避難開始等	全部局
第2 住民への周知	* 総合政策部、* 健康福祉部
第3 避難者の誘導等	* 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部
第4 警戒区域の設定	* 総合政策部、* 消防本部

## 第1 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等

実施担当	全部局
------	-----

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告又は指示を行う。

また、府は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

### 1 避難の標準的な意味合い

市は、地域の特性を考慮し、下表の「避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動」や府の「避難勧告に関するガイドライン」（平成31年3月29日改定）を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成・運用する。また、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、タイムライン<sup>\*</sup>等の最新の知見を参考にすのほか、南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、適宜、ガイドライン及びマニュアルを改訂する。

<sup>\*</sup>タイムライン：防災・減災を目的とした行動の流れを時間軸によって定めた計画のこと

避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)
警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める</li> </ul>	早期注意情報 (気象庁が発表)	—
警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</li> </ul>	注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫注意情報</li> <li>洪水警報の危険度分布(注意)</li> </ul>
警戒レベル3	<p>高齢者避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>	避難準備・高齢者等避難開始 (市が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫警戒情報</li> <li>洪水警報</li> <li>洪水警報の危険度分布(警戒)</li> </ul>
警戒レベル4	<p>全員避難</p> <p>○指定避難所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予想される災害に対応した指定避難所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> </ul>	避難勧告、避難指示(緊急) (市が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険情報</li> <li>洪水警報の危険度分布(非常に危険)</li> </ul>



警戒 レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等 に促す情報	住民が自ら行動をとる際 の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
	<p>&lt;市町村から避難指示（緊急）が発令された場合&gt;</p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</li> <li>避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>		
警戒 レベル5	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	災害発生情報 (市が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫発生情報</li> <li>(大雨特別警報(浸水害)) ※1</li> </ul>

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみ発令する。

注2 市は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

注3 市が発令する避難勧告等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 ※1の大雨特別警報は、洪水の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

## 2 災害発生情報及び避難指示（緊急）・避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始

### (1) 災害発生情報

市長は、災害が実際に発生していることを把握した場合は、災害の種別、対象となる地域名等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車、携帯メール、SNS、緊急速報メール、コミュニティFM等により周知徹底を図るとともに、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

### (2) 避難指示（緊急）及び避難勧告

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）

イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、雨水出水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ウ 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市

長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）

オ 水防管理者は、洪水、雨水出水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条）

カ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

キ 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示（緊急）や避難勧告を実施する。

### (3) 避難準備・高齢者等避難開始

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難準備・高齢者等避難開始を発令・伝達する。

知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20mに達するなど洪水又は高潮により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。

## 第2 住民への周知

実施担当	* 総合政策部、* 健康福祉部
------	-----------------

市長等は、避難指示（緊急）又は避難勧告等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車、携帯メール、SNS、緊急速報メール、ホームページ、コミュニティFM等により周知徹底を図るとともに、周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

また、市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

## 第3 避難者の誘導等

実施担当	* 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部
------	-------------------------

### 1 市

住民の避難誘導に際し府警察の協力を得るとともに自治会、自主防災組織等の住民組織等と連携してできるだけ集団避難を行う。なお、避難行動要支援者の避難にあたっては、自治会、自主防災組織等地域団体等と連携しながら、速やかに安否確認、被災状況を把握するとともに、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

### 2 学校、病院等の施設管理者等

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者等は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

### 3 避難路の確保

市は、府、府警察及び道路管理者の協力を得て、住民の安全のために避難路の確保に努める。

## 第4 警戒区域の設定

実施担当	* 総合政策部、* 消防本部
------	----------------

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

### 1 警戒区域の設定

発令者	「警戒区域」を設定する要件	根拠法令
市長	住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるとき	災害対策基本法第63条
警察官 海上保安官	市長から要求があったとき 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき	災害対策基本法第63条

大阪府知事	市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第73条
消防吏員 消防団員	火災の現場又は水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定する必要があるとき	消防法第23条の2 消防法第28条 水防法第21条
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合	災害対策基本法第63条

## 2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立入禁止の措置を講じるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

## 第2節 避難所の開設及び運営等

▶関連計画・マニュアル等： 避難所運営マニュアル

市は、災害による家屋の浸水、損壊、滅失により避難を必要とする住民を受け入れる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講じるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の提供、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

府は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 避難所の開設	* 総合政策部、* 教育委員会事務局
第2 避難所の管理・運営	* 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局
第3 府への要請と広域避難の受入れ	* 総合政策部
第4 避難所の早期解消のための取組み等	* 都市政策部、* 教育委員会事務局
第5 自主避難所の開設	* 総合政策部

## 第1 避難所の開設

実施担当	* 総合政策部、* 教育委員会事務局
------	--------------------

避難所の開設については避難所の開設基準に基づき避難所派遣職員が行い、開設とともに被災者の収容にあたっての状況を市災害対策本部に報告する。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- (1) 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、避難場所又は避難所を指定し、周知する。
- (2) 避難所を指定した場合は、速やかに避難所を管理するための避難所派遣職員を派遣し、避難所を開設する。ただし、市域において震度5弱以上を観測した場合は、防災委員が指定された避難所(防災拠点)を開設する。
- (3) 避難所派遣職員は、市災害対策本部の統括のもと、「避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織、自治会など地域団体等と連携して避難所の円滑な運営に努める。

※資料24-1「避難所等」

## 1 避難所の開設基準

- (1) 災害の発生又は発生するおそれがあるとき
- (2) 市災害対策本部が開設を決定したとき
- (3) その他市長が必要と認めたとき

※ただし、市域において震度5弱以上の地震を観測したとき、又は市域において特別警報が発表されたとき（ただし、大津波警報の場合、津波浸水想定区域内の避難所を除く。）には、防災委員が自主参集によって開設する。

## 2 避難所開設の期間

災害発生の日から最大限7日間とする。ただし、市災害対策本部等の指示により決定する。

## 3 開設の留意点

- (1) 避難所を開設した場合は、速やかに地域の自治会、自主防災組織等を通じ、住民に周知を行う。
- (2) 開設にあたっては、避難所の安全を確認してから行うとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (3) 学校の教育活動に配慮する。
- (4) 緊急の場合を除き、避難所の開設・運営にあたっては避難施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を求める。
- (5) 二次避難所の開設

市長は、避難所の受入能力が不足した場合は、二次避難所に指定している保育所、幼稚園、認定こども園及び公共施設並びに避難所協力民間施設等を避難所として開設する。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

- (6) 要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

## 4 避難所開設に伴う報告事項

市災害対策本部長は、避難の勧告若しくは指示を行ったとき、又は避難所を開設したときには、ただちに府知事、所轄の警察に次のことを報告する。

- (1) 開設の日時、場所、施設名
- (2) 収容人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 救援食料の要否、必要量

## 5 避難所の閉鎖

市災害対策本部長は、下記の決定に基づき避難所派遣職員に対して、被災者を帰宅させる他、必要な措置をとるよう指示する。

- (1) 災害の状況を考慮して市災害対策本部が決定したとき
- (2) その他、市長が決定したとき

ただし、被災者のうち住居が全壊、全焼等により居住が困難なものについては、避難所を縮小して存続することも検討する。

## 第2 避難所の管理・運営

実施担当	* 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局
------	------------------------------------

市は、避難所を管理するため避難所派遣職員を派遣し、市災害対策本部の統括のもと、施設管理者等の協力を得て、自主防災組織などと連携し円滑な管理・運営に努める。なお、防災委員は、避難所派遣職員が参集するまでの間、避難所の管理運営を代行する。

府は、施設の本来の機能の早期回復のため、市と協力して、応急仮設住宅の建設など避難者の住宅の確保に努める。

### 1 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
  - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
  - イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
  - ア 避難勧告・避難指示（緊急）が発せられた場合
  - イ 避難勧告・避難指示（緊急）は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合



## 2 避難所の管理・運営の留意点

市は、自治会、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促すとともに、「避難所運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理・運営に努める。

### (1) 避難者の把握

避難者を受け入れる際には、避難所ごとに避難者名簿を作成し、市災害対策本部に提出するとともに避難所においても公開する。また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等の情報把握に努め、府への報告を行う。

### (2) 飲料水、食料、生活必需品の供給

避難所派遣職員は、飲料水、食料及び生活必需品等避難者に必要な物資の数量を把握し、市災害対策本部に報告する。物資の受取りと提供は、避難者との協力連携により行う。また、長期化に伴い避難者の自主運営により行う。

### (3) 避難所における情報提供

避難所派遣職員は、掲示及び放送等により、避難者に各種情報を提供する。

- ア 混乱防止のための避難者心得（避難所ルール）の掲示
- イ 飲料水、食料、生活必需品等の供与及び支援情報
- ウ 被害状況や避難者情報
- エ 応急対策の実施状況・予定等の情報

### (4) 生活環境への配慮

食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。また、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努める。

### (5) 避難行動要支援者への配慮

避難行動要支援者の健康状態等を把握し、避難スペースや必要な生活必需品の供与等に配慮するとともに、施設での介護を必要とする避難行動要支援者に対しては、本人の意思を確認した上で、防災協定を締結している福祉避難施設等に搬送する。

### (6) 外国人への配慮

多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語・生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

### (7) 男女ニーズの違いや男女双方の視点への配慮

避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による供与、巡回警備や防犯ブザーの供与等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

### (8) 相談窓口の設置

市は、市民が今後の生活相談等が可能となるよう、相談窓口を設置する。その際、女性相談員の配置に配慮する。

### (9) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底及び家庭動物(ペット)のためのスペース確保

動物飼養者に対しては、普段から家庭動物(ペット)の避難に必要な用具等の準備や、しつけ・健康管理を行うとともに、避難所においてペットを飼育する場合は、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方等への特別な配慮を求める。また、市は、避難所において家庭動物(ペット)の管理等が適切に行えるよう飼育スペース等の確保に努める。

### (10) 指定管理者等との役割分担

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

### (11) 専門家等との定期的な情報交換

各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

### (12) 防犯対策への配慮

市は、府警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底する。

また、避難所の治安・防犯等の観点から、必要に応じ、警備員等の雇用も検討する。

## 第3 府への要請と広域避難の受入れ

実施担当	* 総合政策部
------	---------

市は市域外への避難所の確保が必要となった場合、府へ要請を行う。府は、市から要請があった場合は、府域の他の市町村への応援の指示、関西広域連合、他府県への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講ずる。

また、原子力災害に伴い府から避難者受入れ等の要請があった場合は、関西広域連合がまとめた「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、対象市の避難住民の受入れを行う。

## 第4 避難所の早期解消のための取組み等

実施担当	* 都市政策部、* 教育委員会事務局
------	--------------------

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市は府、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

## 第5 自主避難所の開設

実施担当	* 総合政策部
------	---------

自主避難所は、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））を発令したとき等に開設する避難所とは異なり、台風が本市付近に接近・上陸する恐れがある場合など、避難者自らの判断で「事前の避難」を希望される住民を対象に、一時的に開設する避難所。

### (1) 自主避難所の開設基準

台風が接近・上陸する恐れがある場合、又は長時間降り続く雨の影響等で洪水発生が懸念される場合、気象状況や住民の避難所開設に関する問い合わせ状況等を勘案し、開設する。

### (2) 自主避難所の閉鎖

気象警報解除等、災害の危険性が回避された場合には、自主避難所を閉鎖する。

## 第3節 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等	* 健康福祉部
第2 被災した避難行動要支援者への支援活動	* 健康福祉部

### 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

実施担当	* 健康福祉部
------	---------

#### 1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

##### (1) 安否確認・避難誘導

市は、災害発生直後には、個人情報やプライバシーの保護対策を講じながら在宅要援護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見・保護に努める。

##### (2) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備・入所者・職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

#### 2 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

## 第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

実施担当	* 健康福祉部
------	---------

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、情報の提供についても、十分配慮する。

### 1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、市は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

### 2 避難行動要支援者の社会福祉施設への緊急入所等

市は、被災により居宅・避難所等で生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

### 3 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約して府に報告するとともに、必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、関係機関に要請する。

## 第4節 広域一時滞在

実施担当	* 総合政策部、* 総務部
------	---------------

市は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市への受入れについては、当該市町村に対し直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、市長と協議を行う。協議を受けた市長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

# 第5章

## 交通対策、緊急輸送活動





## 第1節 交通規制・緊急輸送活動

市は、防災関係機関と連携し、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

府警察、道路管理者及び堺海上保安署は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 陸上輸送	* 総合政策部、* 都市政策部
第2 水上輸送	* 総合政策部
第3 航空輸送	* 総合政策部

## 第1 陸上輸送

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部
------	-----------------

### 1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

#### (1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の確保（第1次交通規制）

市は、府、府警察及び道路管理者と連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特にあらかじめ選定された府の「重点14路線」である国道26号、大阪和泉南線について、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

高速自動車国道等については、府警察が全線車両通行禁止の交通規制を行う。

※資料25「広域緊急交通路」

※資料26「市緊急交通路及び防災拠点」

#### (2) 災害応急対策のための地域緊急交通路の確保（第2次交通規制）

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、府、府警察、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき地域緊急交通路を選定する。

府警察及び道路管理者は、選定された当該地域緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び市に連絡する。

### (3) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

#### ア 市・府・道路管理者

##### (ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

##### (イ) 通行規制

道路の破損、欠損等により通行が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する。

##### (ウ) 道路啓開等

道路管理者は、道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、早期の道路啓開に努める。

運転者がいない場合や障害物については、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者、府公安委員会等の関係機関と連携し、自ら車両や障害物の移動等を行うものとする。

#### イ 府警察

##### (ア) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制ぎよ等の交通管制を行う。

##### (イ) 緊急交通路における交通規制の実施

「重点 14 路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

### (4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

### (5) 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止又は制限する措置を講じた場合は、緊急

の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

## (6) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

## 2 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

## 3 緊急通行車両の確認等

府公安委員会が災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定により、緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

※資料 31 「緊急通行車両事前届出書等」

## 4 輸送手段の確保

市は、関係機関並びに民間運送業者の協力を得て緊急輸送活動を実施する。

## 5 輸送基地の確保

- (1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

## 6 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社ならびに阪神高速道路株式会社はこれ

に対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力する。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を講じる。

## 7 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

また、国は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努める。

## 第2 水上輸送

実施担当	* 総合政策部
------	---------

- (1) 市は、府警察、堺海上保安署をはじめ関係機関並びに船舶所有者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。また、府は必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請することを要求する。
- (2) 堺海上保安署と直接連絡することが困難な場合は、防災相互通信波を使用して沖合に配備された巡視船艇又は航空機を通じて所用の連絡を行い、要請、情報交換を実施する。

## 第3 航空輸送

実施担当	* 総合政策部
------	---------

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

### 1 輸送基地の確保

- (1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊と協議し、使用するヘリポートを指定する。

※資料30「災害時用臨時ヘリポート」

## 2 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、府警察、堺海上保安署、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

## 第2節 交通の維持復旧

鉄道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 交通の安全確保	* 総合政策部、* 都市政策部
第2 交通の機能確保	* 総合政策部、* 都市政策部

### 第1 交通の安全確保

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部
------	-----------------

#### 1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

#### 2 各施設管理者における対応

##### (1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- ア 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- イ 負傷者には応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、消防署、府警察に通報し、出動の要請を行う。
- ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

##### (2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）

- ア 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- イ 負傷者には応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、府警察に通報し、出動の要請を行う。
- ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

### 3 港湾施設、漁港施設

- ア 港湾施設、漁港施設に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講じる。
- イ 負傷者には応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、府警察、海上保安署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ 利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

## 第2 交通の機能確保

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部
------	-----------------

鉄道、道路、港湾施設等の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

### 1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去するとともに、除去した障害物の廃棄又は保管の措置をとる。

### 2 各施設管理者における復旧

#### (1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- イ 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。
- ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

#### (2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）

ア 災害応急対策に供するため、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう、高架など復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

- イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

### (3) 港湾施設（府）

- ア 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。
- イ 近畿地方整備局は、国有港湾施設等の応急工事を実施するとともに、港湾管理者からの要請により、必要に応じて、応急復旧工事の技術指導を行う。
- ウ 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。



## 第6章

# 二次災害防止、ライフライン確保



## 第1節 公共施設応急対策

市及び関係機関は、余震による建築物の倒壊、大雨による洪水や高潮などに備え、二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 公共土木施設等（河川施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋りょう等道路施設など）	* 総合政策部、* 都市政策部
第2 公共建築物	* 総務部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局
第3 応急工事	* 総務部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局

### 第1 公共土木施設等（河川施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋りょう等道路施設など）

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部
------	-----------------

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。特に、人命に関わる重要施設が被災した場合には、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

また、市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

#### 1 河川施設、海岸保全施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防機関の長は、直ちにその旨を大阪府水防計画に基づく現地指導班長（大阪府鳳土木事務所長）、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
- (2) 水防管理者は、氾濫する方向にある地域住民に対し避難のための立退を指示する。

- (3) 水防管理者、ため池等管理者又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

## 2 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合には、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

## 3 橋りょう等道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため緊急点検調査を実施し、通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

## 第2 公共建築物

実施担当	* 総務部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局
------	----------------------------------

市は、市有建築物及び敷地の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

## 第3 応急工事

実施担当	* 総務部、* 健康福祉部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局
------	----------------------------------

施設管理者等は、二次災害の危険がなくなった後、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

## 第2節 民間建築物等応急対策

関係機関及び事業者は、建築物の倒壊、有害物質の漏えい、アスベストの飛散などに備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 民間建築物等	*都市政策部
第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）	*都市政策部、*消防本部
第3 放射性物質（原子力施設、放射性同位元素に係る施設等）	*総合政策部、原子力事業者等
第4 文化財の応急対策	*教育委員会事務局

### 第1 民間建築物等

実施担当	*都市政策部
------	--------

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては必要に応じ、府に対して、建築物にあつては被災建築物応急危険度判定士を、宅地にあつては被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。

市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

## 第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

実施担当	* 都市政策部、* 消防本部
------	----------------

### 1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防本部は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講じる。

### 2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

## 第3 放射性物質（原子力施設、放射性同位元素に係る施設等）

実施担当	* 総合政策部、原子力事業者等
------	-----------------

### 1 施設の点検、応急措置

原子力事業者等は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

### 2 避難及び立入制限

原子力事業者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

## 第4 文化財の応急対策

実施担当	* 教育委員会事務局
------	------------

指定文化財等の所有者又は管理責任者は被災状況を調査し、その結果を市教育委員会を経由して府教育委員会に報告する。

市教育委員会は、被災指定文化財等の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、所有者又は管理責任者に対し応急措置をとるよう指導・助言する。

## 第3節 ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 被害状況の報告及び情報提供	* 総合政策部、* 都市政策部
第2 ライフライン事業者における対応	* 都市政策部、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等、日本放送協会、民間放送事業者
第3 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）	* 日本放送協会、民間放送事業者

### 第1 被害状況の報告及び情報提供

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部
------	-----------------

- 1 ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。
- 2 各水道事業者、大阪広域水道企業団、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。
- 3 市は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて各種情報の提供に努める。

### 第2 ライフライン事業者における対応

実施担当	* 都市政策部、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等、日本放送協会、民間放送事業者
------	--

## 1 上水道

### (1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、府警察及び住民に通報する。

### (2) 応急給水及び復旧

ア 市及び府は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

イ 給水車、トラック等により応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

ウ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

### (3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

## 2 下水道

### (1) 応急措置

ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、自家発電設備によるポンプ運転を行う。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の通水に支障のないよう応急措置を講じる。

ウ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、府警察及び住民に通報する。

### (2) 復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、効率的・計画的に復旧を行う。

イ 被害状況等によっては、協定や府への要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

### (3) 広報

ア 生活水の節水に努めるよう広報する。

イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。



### 3 電力（関西電力株式会社）

#### (1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、市、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

#### (2) 応急供給及び復旧

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。

#### (3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

### 4 ガス（大阪ガス株式会社）

#### (1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

#### (2) 応急供給

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替の燃料・機器等を貸し出す。

ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

### (3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

## 5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社等）

### (1) 通信の非常疎通措置

- 災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
  - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
  - ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
  - エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講じる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

### (2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

### (3) 応急措置設備の応急対策

- ア 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

### (4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

### 第3 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）

実施担当	* 日本放送協会、民間放送事業者
------	------------------

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

## 第4節 農水産関係応急対策

市、府、及び防災関係機関は、農水産業に関する応急対策を講ずるものとする。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 農業用施設	* 総合政策部、光明池土地改良区
第2 漁業	* 総合政策部
第3 農作物	* 総合政策部、農業協同組合

### 第1 農業用施設

実施担当	* 総合政策部、光明池土地改良区
------	------------------

市は、府及び土地改良区等と連携し、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

#### 1 市

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講じる。

#### 2 土地改良区等

管理施設（ため池、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

### 第2 漁業

実施担当	* 総合政策部
------	---------

市は、各種施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、機能を維持するための応急措置を講じるとともに、その復旧促進に関する措置を要請する。

## 第3 農作物

実施担当	* 総合政策部、農業協同組合
------	----------------

### 1 技術の指導

市は、府及び農業協同組合と連携し、農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

### 2 病虫害の防除

市は、関係機関と協力して、病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。



# 第7章

## 被災者の生活支援





## 第1節 生活支援体制

実施担当	* 総合政策部、* 健康福祉部、全部局
------	---------------------

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、府と連携し、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な生活支援体制の整備を図る。

府は、生活支援体制の整備にあたり、NPO・ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の生活支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市の生活支援体制の整備を支援する。

## 第2節 住民等からの問い合わせ

実施担当	* 総合政策部、* 総務部、* 都市政策部、* 消防本部
------	------------------------------

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第3節 災害救助法の適用

災害が一定規模以上の場合、被災者の生命、生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るため、災害救助法に基づく救助活動を実施する。

※資料 42 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 法の適用	* 総合政策部
第2 救助の内容	* 総合政策部

## 第1 法の適用

実施担当	* 総合政策部
------	---------

### 1 適用基準

法による救助は、市の区域を原則として、同一原因による災害で次のいずれかに該当する災害とする。

#### 【災害救助法の適用基準】

批評になる被害項目	適用の基準	備考
市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	80 以上	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。
府内の住家が滅失（り災）した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯数	2,500 以上 40 以上	
府内の住家が滅失（り災）した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯数	12,000 以上 多数	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	大阪府知事が内閣総理大臣と協議	

### 2 適用手続き

市長は、災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みがある場合は、速やかにその旨を大阪府知事に報告する。

知事は、報告に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示するとともに内閣総理大臣に報告し、公示する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

## 第2 救助の内容

実施担当	* 総合政策部
------	---------

### 1 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索
- (11) 死体の処理
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去
- (13) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

### 2 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(災害救助法第13条)

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は知事が行う救助を補助するものとする。

### 3 救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、応急救助に必要な範囲において、内閣総理大臣が定める基準に従い、知事がこれを定める。

救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣の承認を得て知事が延長することができる。

## 第4節 緊急物資の供給

市は、家屋の損壊、滅失、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて迅速に必要な物資を供給するよう努める。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 給水活動	*都市政策部
第2 食料・生活必需品の供給	*総合政策部、*総務部、*都市政策部、*教育委員会事務局

### 第1 給水活動

実施担当	*都市政策部
------	--------

市は、災害発生後の非常用飲料水として1人1日3リットルを供給するため次の給水体制を確立し、迅速かつ円滑な給水活動を実施するとともに、その他の機関へ応援要請を行う。なお、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

#### 1 応急給水体制の確立

##### (1) 被害状況の把握

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される場合又は停止した場合は、直ちに被害状況を把握し、応急給水体制の確立を図る。

- ア 配水場等の状況を把握し、貯水量の把握を行う。
- イ 給水区域の断水状況の情報収集・把握を行う。

##### (2) 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用できる現有の車両及び資機材のほか、他市の応援又は指定給水装置工事事業者等の協力を得てその確保を図る。

##### (3) 応急給水場所の設置

応急給水については、緊急給水拠点並びに運搬給水により、重要施設及び応急給水拠点に対して行う。

- ア 緊急給水拠点・・・耐震性貯水槽（飲料水兼用）

イ 重要施設・・・医療施設、救護所、福祉施設等、他に優先して給水する必要がある施設

ウ 応急給水拠点・・・避難所及び避難場所等

## 2 市における給水活動

### (1) 給水基準

災害発生直後の給水の量は、1人1日3リットルを目標とし、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

### (2) 給水場所の周知・広報

市災害対策本部は、給水活動を行うに際し、以下の事項を明示し、住民への広報を行う。

ア 給水場所

イ 給水時間

ウ 給水量

エ その他必要な事項

### (3) 給水活動の実施措置

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講じる。

ア 配水場での給水の実施

イ 給水車・トラック等による給水の実施

ウ 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施

エ 給水用資機材の調達

オ 住民への給水活動に関する情報の提供

カ 飲料水の水質検査及び消毒

キ ボトル缶等の配布（災害時用備蓄水の配布）

## 3 大阪府等への要請

府内で震度5弱以上の地震が発生し、市独自で全ての応急対策を整えることが困難な場合、「大阪水道震災対策相互応援協定」に基づき設置される「大阪水道震災対策中央本部」に応援を要請する。

## 第2 食料・生活必需品の給付

実施担当	* 総合政策部、* 総務部、* 都市政策部、* 教育委員会事務局
------	----------------------------------

災害により避難所に収容され又は食料の調達のための手段を失った住民に対して食料及び生活必需品の供給を実施する。また、災害により生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な住民に対し供給する。

市において必要な食料及び生活必需品の確保及び供給ができない場合は、府及び災害協定市町村等に対し応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪地域センター）に応援要請した場合は、府に報告する。

### 1 市における食料、生活必需品の供給

#### (1) 対象者

- ア 避難所に避難した人
- イ 旅行者、市内通過者等でほかに食料を得る手段の無い人
- ウ 在宅での避難者や所在が確認できる広域避難者
- エ 住宅の被害を受けた者で、その被害の程度が全焼、全壊、半焼、半壊等により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品をそう失又は損傷し、しかも資力有無にかかわらず、これらの物品を入手することができない状態にあると認められる者

#### (2) 物資の確保・供給の実施措置

災害発生時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講じる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- ア 避難所毎の必要量算定
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している物資の調達

#### (3) 供給時の留意点

- ア 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。
- イ 交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努



めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

ウ 在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

## 2 府による措置

府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講じる。府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待たないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送する。

- (1) 被災市の必要量、調達可能な物資量の情報収集
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達
- (4) 市町村間の応援措置について指示
- (5) 近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部、（一社）大阪府LPガス協会に対し、それぞれ食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- (6) 不足する場合は、広域応援協定に基づく要請
- (7) 応援物資等を輸送基地で受け付けし、地域防災拠点など市町村の集積地まで輸送

## 3 その他の防災関係機関による措置

下記の防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講じる。

### (1) 近畿農政局（大阪府拠点）

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」の定めるところによる備蓄物資の供給

### (2) 日本赤十字社大阪府支部

毛布、日用品等の備蓄物資の供給

### (3) 近畿経済産業局

生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達

### (4) 関西広域連合

救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

※資料 36-1 「食料等保有及び配備一覧表」

※資料 36-2 「日常生活用品等保有及び配備一覧表」

## 4 炊き出しの実施

災害の状況、組織体制の状況により、必要があると認めた場合に炊き出しを実施する。

- (1) 炊き出し場所については、原則として小学校、保育所、認定こども園等の給食調理場及び適当な施設を利用する。また、業者にも委託して行う。
- (2) ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合、防災協定に基づき(一社)大阪府LPガス協会和泉泉大津支部にガス器具等及び燃料の供給を要請調達し、適当な場所で行う。
- (3) 炊き出しの実施及び提供は、自治会、自主防災組織や避難者等の協力を得て行う。
- (4) 食料の提供にあたっては、事前に被災住民に対し広報を行うとともに、炊事できない在宅の被災者への配布についても考慮する。
- (5) 食料の提供にあたっては、常に食品の衛生、調理用具や施設についても消毒を行うなど、食中毒の防止等の衛生管理に十分注意する。

## 第5節 住宅の応急確保

市は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、要配慮者を優先する。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 被災住宅の応急修理	* 都市政策部
第2 住居障害物の除去	* 都市政策部
第3 応急仮設住宅の建設	* 健康福祉部、* 都市政策部
第4 応急仮設住宅の運営管理	* 健康福祉部、* 都市政策部
第5 応急仮設住宅の借上げ	* 都市政策部
第6 公共住宅への一時入居	* 健康福祉部、* 都市政策部
第7 住宅に関する相談窓口の設置等	* 健康福祉部、* 都市政策部
第8 建設用資機材等の調達	* 都市政策部

### 第1 被災住宅の応急修理

実施担当	* 都市政策部
------	---------

市は、府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠かすことのできない部分について、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

### 第2 住居障害物の除去

実施担当	* 都市政策部
------	---------

- (1) 市は、浸水等により居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

- (2) 市は、障害物の除去について、府へ要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行い、必要な措置を講じる。

### 第3 応急仮設住宅の建設

実施担当	* 健康福祉部、* 都市政策部
------	-----------------

市は、府の委任により、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対して「住」を確保するため、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

- (1) 建設地については、公園、公共施設等の空地とし、次の基準により選定する。
- ア 電気、ガス、水道の供給施設が敷設可能な場所
  - イ 一定の空地面積を有する等、宅地が確保される場所
- (2) 集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (3) 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から原則として2年以内とする。
- (4) 高齢者、障がい者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。

### 第4 応急仮設住宅の運営管理

実施担当	* 健康福祉部、* 都市政策部
------	-----------------

市は、各建設型仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と府が連携して、建設型仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

### 第5 応急仮設住宅の借上げ

実施担当	* 都市政策部
------	---------

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

## 第6 公共住宅への一時入居

実施担当	* 健康福祉部、* 都市政策部
------	-----------------

被災者の住宅を確保するため、応急仮設住宅の建設及び応急仮設住宅の借上げ等の活用状況に応じ、府・市営住宅・住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

## 第7 住宅に関する相談窓口の設置等

実施担当	* 健康福祉部、* 都市政策部
------	-----------------

- (1) 住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- (2) 民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を促進するため、空家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

## 第8 建設用資機材等の調達

実施担当	* 都市政策部
------	---------

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、協定を締結した関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図るとともに、必要に応じ、府へ要員派遣及び建設資機材等のあっせん又は調達を要請する。

## 第6節 応急教育等

市健康福祉部及び教育委員会は、園児・児童・生徒の安全を確保するとともに、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 教育施設の応急整備	* 健康福祉部、* 教育委員会事務局
第2 応急教育体制の確立	* 健康福祉部、* 教育委員会事務局
第3 学校給食の応急措置	* 健康福祉部、* 教育委員会事務局
第4 教職員の確保	* 健康福祉部、* 教育委員会事務局
第5 就学援助等	* 健康福祉部、* 教育委員会事務局
第6 応急保育	* 健康福祉部

### 第1 教育施設の応急整備

実施担当	* 健康福祉部、* 教育委員会事務局
------	--------------------

市健康福祉部及び教育委員会は、被害を受けた学校・園の授業及び保育の実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

- (1) 校舎の軽微な被害については施設の長において即刻応急修理を行い、普通教室に不足が生じたときは、特別教室を一時転用する等の措置をとる。
- (2) 破損等により使用不能の園児・児童・生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校・園と調整し、保育・授業に支障のないようにする。
- (3) 災害により教室に不足が生じた場合は、通学可能な隣接学校園との総合調整又は学校・園施設以外の教育施設、集会所その他適当な公共施設等を借用するなどの措置をとる。
- (4) 施設が避難者を収容するために使用される場合は、校・園舎の被害程度を考え、関係機関とよく調整のうえ措置するものとする。

## 第2 応急教育体制の確立

実施担当	* 健康福祉部、* 教育委員会事務局
------	--------------------

### 1 応急教育の実施

#### (1) 校・園長

教職員及び園児・児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、市教育委員会等と協議し、応急教育実施のための措置を講じる。

ア 学校施設が避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

#### (2) 市

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所の転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

#### (3) 学校長及び市教育委員会

学校長及び市教育委員会は、府と連携し児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。また、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、応急教育実施のための教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講じる。

## 第3 学校給食の応急措置

実施担当	* 健康福祉部、* 教育委員会事務局
------	--------------------

校長は、速やかに被災状況を市教育委員会に報告するとともに、学校給食の実施に支障がある場合は、学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講じる。この場合、次の事項に留意する。

(1) 給食施設が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するように努める。

(2) 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者の炊き出しに利用される場合が予想されるので、学校給食、被災者用の炊き出しとの調整に特に留意する。

(3) 市教育委員会は関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給方策を速やかに講じる。

## 第4 教職員の確保

実施担当	* 健康福祉部、* 教育委員会事務局
------	--------------------

応急教育を速やかに確立するため、府教育委員会と十分連絡のうえ、教職員の確保に努める。

まず、当該学校・園内で調整することとし、当該学校・園内で調整できない場合は市教育委員会等で調整に努める。ただし、学校教職員について、市教育委員会で調整できない場合は、府教育委員会に指導・助言を求める。

## 第5 就学援助等

実施担当	* 健康福祉部、* 教育委員会事務局
------	--------------------

### 1 就学援助等の措置

市教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講じる。

### 2 学用品等の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対し、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

### 3 園児・児童・生徒の健康管理

市健康福祉部、教育委員会及び校園長は、被災園児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所等と連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

## 第6 応急保育

実施担当	* 健康福祉部
------	---------

### 1 保育園児の安全確保

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、児童の安全確保を図り、休所、中途帰宅等適切な措置をとる。



## 2 保育施設の応急復旧

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行ない、平常どおりに保育できるよう努める。

## 3 応急保育の実施場所

- (1) 応急復旧により使用可能な場合は、速やかに処理し使用する。
- (2) 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止する。

## 4 応急保育の実施方法

- (1) 被災地区の保育園児には、必要に応じ臨時の健康診断を行ない、健康の保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。
- (2) 長期にわたって保育が不能な場合、又は被災地区における復旧作業のための保育が特に必要とされる場合は、速やかに保育が可能となるよう努める。

## 5 給食の実施

- (1) 被害があっても、できる限り継続実施するよう努める。
- (2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

## 第7節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援の申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 災害発生時における NPO・ボランティア 等の活動	*健康福祉部
第2 義援金品の受付・配 分	*健康福祉部
第3 海外からの支援の受 入れ	*総合政策部、*健康福祉部
第4 日本郵便株式会社近 畿支社の援護対策等	*日本郵便株式会社近畿支社

### 第1 災害発生時におけるNPO・ボランティア等の活動

実施担当	*健康福祉部
------	--------

市、市社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

#### 1 NPO・ボランティア等の受入れ・調整

##### (1) 受入窓口の開設

市は、市社会福祉協議会と連携し、NPO・ボランティア等の受入れと活動の調整を行う窓口として災害ボランティアセンターを開設する。

## (2) 活動拠点・情報の提供

市は、NPO・ボランティア等の受入れ、活動の調整を行う窓口となる市社会福祉協議会と連携し、被災者のニーズや支援活動の全体像などを把握し、情報を交換するとともに活動の拠点を提供する。

## (3) 災害情報の提供

市は、災害ボランティアセンターに対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、一般ボランティアが得た情報を積極的に活用する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を計画するなど、効率的な活動の促進に努める。

## (4) 受入方法

ボランティア活動を希望する者は、「災害ボランティア受付票」に必要事項を記入し提出する。

## (5) ボランティア保険への加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者にボランティアの保険加入を促進する。

## (6) 高齢者等災害時避難行動要支援者への支援

大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

## 2 NPO・ボランティア等の派遣調整

### (1) 個人

本人の希望・特技・資格等に応じて、後述の被災情報により活動内容、派遣場所、期間等を定め、ボランティアコーディネーターが中心になって派遣調整を行う。

特に、18歳未満の者については、保護者の承諾を得ることを原則とする。

### (2) 団体

団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、派遣先、期間等を決定するが、ある程度組織的な活動を期待できることから、その内容にそった派遣調整を行う。

### (3) その他

市外からの個人及び団体のボランティアについても、上記と同じ取扱いとする。

### 3 派遣先・活動の種別

#### (1) 派遣先

- ア 避難所
- イ 防災拠点
- ウ 救護所
- エ 市災害対策本部（連絡・情報収集活動等）
- オ その他

#### (2) 活動内容

- ア 避難場所の確保  
避難所での被災者用の居住場所（テント設営を含む。）の確保を行う。
- イ 援助物資等の輸送  
市災害対策本部で配分決定された援助物資等について、避難所への輸送を行う。
- ウ 生活物資・食料等の提供  
衣類、毛布、寝具等日常生活援助物資の仕分け及び提供や被災者用の飲料水・生活用水の提供及び食料の調整・提供等を行う。
- エ けが人、病人等への対応  
被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の提供並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。
- オ 避難所・仮設トイレの整備
- カ 避難所内外及び周辺のごみの清掃
- キ 専門職ボランティアによる専門知識・資格を考慮した活動

### 4 ボランティア活動に必要な情報の収集・提供

#### (1) 収集内容

- ア 避難所ごとの被災者数
  - (ア) 大人数（男女別）・世帯数
  - (イ) こども数（乳児・幼児・小学生・中学生・高校生）
  - (ウ) 高齢者数（特に要介護者数・介護の種別）
  - (エ) 障がい者数・種別
  - (オ) 病人数（特に病状別要加療者数）
  - (カ) 外国人数（国別）

- イ 避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・グラウンド等建物周辺）
- ウ 必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量
- エ 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数

## (2) 情報の提供

最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申込方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道関係機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、NPO・ボランティア等の確保に努める。

## 第2 義援金品の受付・配分

実施担当	* 健康福祉部
------	---------

市などに寄託された被災者あての義援金品の受付・配分については次により行う。

### 1 義援金

#### (1) 受付

- ア 市は、義援金の受入窓口を開設し、受付業務を行う。
- イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成するとともに、寄託者に受領書を発行する。

#### (2) 保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

#### (3) 配分

義援金の配分方法等については、府、日本赤十字社大阪府支部等関係する機関と協議のうえ決定する。

### 2 救援物資の受入れ及び配分

#### (1) 受付

- ア 市は、あらかじめ定めた物資供給拠点に救援物資の受入窓口を開設し、受付業務を行う。
- イ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成するとともに、寄託者に受領書を発行する。

ウ 市は、必要物資の確保及び仕分作業をスムーズに行うことができるよう受入品目を限定し、次のことを広報する。

- (ア) 救援物資については、荷物を開閉することなく物資名及び数量がわかるよう表示すること
- (イ) 複数の品目をひとつに梱包しないこと
- (ウ) 腐敗する食料は避けること
- (エ) 必要とする物資を明確にすること

## (2) 保管、配分

ア 市は、府及び災害協定市町村等からの物資を物資供給拠点に受入れ・保管し、仕分けのうえ避難所へ搬送する。

イ 救援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

ウ 仕分け、配分作業は、市の管理のもとNPO・ボランティア等の協力を得て実施する。

## (3) 支援物資の送付等に関する知識の普及

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

# 第3 海外からの支援の受入れ

実施担当	* 総合政策部、* 健康福祉部
------	-----------------

市及び府をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。府は、国のルート以外に、海外の自治体との地域レベルの協力体制について検討を行う。

## 1 国及び府の連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れについては、基本的に国において推進されることから、府は国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 府は、海外からの支援が予想される場合には、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に対して迅速に対応する。

## 2 支援の受入れ

- (1) 市及び府は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
  - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
  - イ 被災地のニーズと受入体制
- (2) 市及び府は、海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
  - ア 案内者、通訳等の確保
  - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

## 第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

実施担当	* 日本郵便株式会社近畿支社
------	----------------

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

### (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

### (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

### (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

### (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に提供する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。





# 第8章

## 社会環境の確保



## 第1節 保健衛生活動

災害発生後は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等悪条件が重なりと想定されるため、市は関係機関と協力し迅速かつ適切な防疫活動を実施し、感染症の発生を未然に防止する。

市は、府と連携し、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 防疫活動	* 都市政策部
第2 被災者の健康維持活動	* 健康福祉部
第3 応援要請	* 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部
第4 動物保護等の実施	* 健康福祉部、* 都市政策部

## 第1 防疫活動

実施担当	* 都市政策部
------	---------

市は、府と連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

- (1) 被災地及び避難所での感染症等患者・保菌者の早期発見に努めるとともに、環境衛生の確保、感染症の予防等を実施するため、防疫班を適宜編成し、府の指導、指示、命令に従い次の防疫活動を実施する。
  - ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）
  - イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
  - ウ 避難所の防疫指導
  - エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
  - オ 衛生教育及び広報活動
- (2) 防疫に必要な薬品を調達・確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分でない認められるときは、府に協力を要請する。
- (4) その他、感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

## 第2 被災者の健康維持活動

実施担当	* 健康福祉部
------	---------

市は、府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

### 1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- (4) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

### 2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、府等と連携をとりながら、特定診療災害医療センター等関係機関と協力して、それぞれ後方医療活動等を行う。

## 第3 応援要請

実施担当	* 総合政策部、* 健康福祉部、* 都市政策部
------	-------------------------

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市は府等に応援を要請する。

## 第4 動物保護等の実施

実施担当	* 健康福祉部、* 都市政策部
------	-----------------

市は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、府及び関係機関と連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

### 1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等関係団体をはじめ、NPO・ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

### 2 避難所における動物の適正な飼育

府は避難所を設置する市と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物感染症予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

### 3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、府警察、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

## 第2節 廃棄物の処理

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、泉大津市災害廃棄物処理計画に基づき、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 し尿処理	* 都市政策部
第2 ごみ処理	* 都市政策部
第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理	* 都市政策部

### 第1 し尿処理

実施担当	* 都市政策部
------	---------

#### 1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

#### 2 収集体制

- (1) し尿収集については、被災地域、避難所、被災者収容施設、高層集合団地及び住宅密集地を優先に行う。
- (2) 避難所等においてトイレに不足が生じた場合、保有又は調達した応急仮設トイレを設置する。
- (3) し尿収集運搬許可業者に協力を要請し、し尿収集体制の確立を図る。

#### 3 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (3) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協

定市等に対して支援要請を行う。

## 第2 ごみ処理

実施担当	* 都市政策部
------	---------

### 1 初期対応

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

### 2 処理活動

#### (1) 処理方針

- ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ 必要に応じて、一時保管場所を設置する。
- ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみについては、迅速に収集処理する。
- エ 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

※資料9「公的空地（オープンスペース）一覧表」

#### (2) ごみの搬出方法

ごみの搬出方法は、原則として次のとおり行う。

- ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上特に早急に収集する必要がある、廃棄物収集運搬許可業者の協力を得て最優先で収集及び搬送の体制を確立し、焼却処理する。
- イ 障害物として道路上に排出された廃棄物は、適宜、車両等で一時集積場所に搬送する。
- ウ 収集できず道路・空地等に置かれたごみについては、定期的に消毒を実施する。
- エ 一時集積場所に集積されたごみについては、泉北環境整備施設組合（泉北クリーンセンター）で焼却又は破碎処分されて最終処分地へ搬出されるが、「建築物等解体廃棄物」については資源の再利用を積極的に図る。

#### (3) 廃棄物収集運搬許可業者に協力を要請し、ごみ収集体制を確立する。

- (4) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

- (5) 災害の状況により市において収集・処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。

### 第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

実施担当	* 都市政策部
------	---------

#### 1 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

#### 2 処理活動

- (1) 災害廃棄物等の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (5) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、府、災害協定市等に対して支援要請を行う。



## 第3節 遺体対策

市は、府警察及び堺海上保安署と連携し、遺体対策について必要な措置をとる。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（*主担当）
第1 初期活動	* 総合政策部、* 総務部、* 健康福祉部
第2 遺体の検視等	* 総合政策部、* 総務部、* 健康福祉部
第3 遺体の収容・安置	* 総務部、* 健康福祉部
第4 遺体の身元確認	* 総務部
第5 遺体の火葬	* 総務部、* 健康福祉部
第6 応援要請	* 総務部

### 第1 初期活動

実施担当	* 総合政策部、* 総務部、* 健康福祉部
------	-----------------------

市は、災害発生後、直ちに市災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。

これらを総合的に判断して、遺体の安置・火葬体制を定める。

### 第2 遺体の検視等

実施担当	* 総合政策部、* 総務部、* 健康福祉部
------	-----------------------

災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体については、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

遺体の検視（死体調査）については、現地にて警察官、海上保安官により行い、検視（死体調査）した後、次のとおり遺体の検案を行う。なお、多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。

- (1) 遺体の検案は、市医師会等の協力を得て実施する。
- (2) 医師は、遺体を検案した後、死体検案書を発行する。なお、死体検案書には、警察で検視済であるとの司法警察員の署名捺印が必要である。

## 第3 遺体の収容・安置

実施担当	* 総務部、* 健康福祉部
------	---------------

### 1 遺体の収容・安置方法

検案を終えた遺体については、府警察等の関係機関に連絡し身元確認及び身元引受人の調査に努めるとともに、次のとおり遺体を収容・安置する。

- (1) 市内の公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容所（安置所）として開設する。安置所の選定にあたっては、多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所として設定するように努める。
- (2) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- (3) 遺体処理台帳を作成する。
- (4) 遺族その他より遺体引取りの申出があったときは、遺体処理台帳を整理し、確認のうえ引き渡す。
- (5) 遺体の収容にあたっては、葬祭業者の協力を得て、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。納棺用品、骨壺、棺及び遺体保存剤等必要な資機材や車両を確保するとともに、不足する場合には、その確保に努める。
- (6) 身元確認や遺族感情に配慮し、遺体の洗浄、消毒等の処置に関する手配を行う。
- (7) 遺体の火葬、遺族等に対する棺・骨つぼ等の支給など、必要な措置を講じる。

### 2 遺体の収容・安置にあたっての留意点

- (1) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在・紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- (2) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議・調整を行う。
- (3) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- (4) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的としたカウンセラーの派遣等についても、あらかじめ検討しておく。
- (5) 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検

討に努める。

## 第4 遺体の身元確認

実施担当	* 総務部
------	-------

身元不明の遺体については、府警察その他関係機関に連絡して、身元確認の調査にあたる。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等を保存・記録して身元確認の照会に応じる。

## 第5 遺体の火葬

実施担当	* 総務部、* 健康福祉部
------	---------------

災害により死亡した者については、その遺族が火葬等を行うことが困難若しくは不可能な場合や遺族がない場合及び引取手がない場合は、次のとおりとする。

- (1) 遺体処理台帳及び遺品を保存し、原則として火葬に付す。
- (2) 引取手のない遺体については、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存する。

## 第6 応援要請

実施担当	* 総務部
------	-------

- (1) 市は、自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。
- (2) 府は、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村への指示、他府県への応援要請を行う。

## 第4節 社会秩序の維持

市は、災害に伴う流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

### ◆対策の実施主体

項目	実施担当（* 主担当）
第1 住民への呼びかけ	* 総合政策部、* 都市政策部
第2 警備活動の強化	全部局
第3 社会秩序維持のための対策	全部局
第4 物価の安定及び物資の安定供給	* 総合政策部

### 第1 住民への呼びかけ

実施担当	* 総合政策部、* 都市政策部
------	-----------------

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

### 第2 警備活動の強化

実施担当	全部局
------	-----

市は、府警察と連携し、公共の安全と秩序を維持するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、自治会（防犯）組織及び関係機関との連携協力のもと、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪防止対策を重点とした警備活動や、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

## 第3 社会秩序維持のための対策

実施担当	全部局
------	-----

府警察は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

### 1 犯罪の予防・取締り

- (1) 自主防犯についての注意指導、警告広報
- (2) 警ら警戒活動の強化
- (3) 臨時派出所、検問所等の設置
- (4) 避難所、食料等救助物資の収集場所、その他警戒対象における警戒警備
- (5) 一斉取締り及びその他防犯警戒
- (6) 人心の不安、物資の不足に伴う紛争、その他集团的事案、暴利行為に対する警戒取締り

### 2 流言飛語の防止対策

- (1) 災害に関する的確な情報の収集と、活発な広報活動による人心の不安の除去
- (2) 人心の不安を助長するようなデマ・情報等の防止

## 第4 物価の安定及び物資の安定供給

実施担当	* 総合政策部
------	---------

市は、物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、府と協力して買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

### 1 物価の監視

市は、市民から寄せられた物価の実態に関する情報を把握し、府に対して、小売業者等に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請

する。

## 2 消費者情報の提供

市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

## 3 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

## 4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応じるよう努める。

## 5 金融機関における預貯金払戻等

- (1) 近畿財務局、日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導・要請を行う。
  - ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって預金払戻の利便を図ること。
  - イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
  - ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。
- (2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講じるよう要請を行う。